57：諏訪神社の境内にある地神塔。明治16年建立。

［小祠：▲］
39：「佐久間荒神」。石祠には「昭和63年改修」「大墓古同行　大墓北同行　氏子一同」とあるが，聞き取りでは，中田井免場の40軒ほどで祭祀をするらしい。ここには次のような伝承がある。昔，この辺りに佐久間という大きな屋敷があった。ある人が年貢として屑米を出した責任をとって，自殺した。この祠はその人を祀っている。
45：昭和59年に個人が再建した石祠。隣の灯籠は嘉永７年とある。
46：平成４年に個人が建立した石祠。丸石がいくつも入っている。
50：「荒神さん」。明治34年建立の木の祠の中に，石祠がある。諏訪東自治会と川部八幡が管理する。９月に収穫祭があるという。
52：塞神社。久那止神を祀る。平成２年改築。願主は尼崎市在住の方(藤本さん)である。風邪を直す社とも言われる。諏訪東・原渕自治会が祭祀する。香南町からも参拝に来るらしい。
53：小田神社。小田池の神様。もとは川部八幡の宮司が世話していたが，現在は山崎八幡が世話をする。９月23日のお祭りは，諏訪東・西自治会が１年交替で担当する。

［地蔵：△］
10：道路，水路ともに三差路となる場所にある。下川部東自治会が祀る。南隣に下川部西自治会の集会所がある。
16：「東のお地蔵さん」。
24：中筋地区で祀る。通称「西のお地蔵さん」。昭和61年に御堂を建立。
33：明治７年に川部村が設置。地蔵盆の祭りがある。高松寺南・北自治会の約40軒が６班に分かれ，順番に，この地蔵と№31の墓地，№30の地蔵の世話をする。
49：新築中の火葬場の隣にある六地蔵。寛政５年の年号が刻まれる。
55：嘉永４年設置。「惣同行」と刻まれ，地域の地蔵と思われる。

［墓地：□］
香東川に沿って，大小多くの墓地が並ぶ。また，近世末期の年号（天保，文久，嘉永など）を刻む墓石が散見される。
20：下川部西・東，三軒屋，中筋自治会の共同墓地。
23：中筋一部墓地公園。昭和55年から分譲。大正２年の「馬之墓」，明治時代の「牛之墓」がある。
36：中田井自治会の共同墓地。古川と稲幸用水に挟まれたこの場所（中田井マタ）に昔からある。河原石のような墓石，風化が進んだ墓石が多い。確認できる最古の墓石は，嘉永元年。
54：小田池築造の際，人柱となった人の墓と伝えられる。
62：南側には「長曽我部摩下墓　天正十年冬」という墓がある。

［その他］
64：三差路にある不動（★）。

b　高松平野西部（香東川東岸）

第124図　一宮町・寺井町

（3）一宮町（第124図）
［地神：■］
五角柱の地神塔が多い。ただし，次の№38や№57のような地神がある。
38：小さい石祠を「地神様」と呼ぶ。ここでお祭りはせず，塩と榊を供えるだけ。
57：個人で祀る「地神様」。丸石。墓参りの時に，一緒にお参りするという。

［墓地：□］
6：神の木共同墓地。寛政，天明など近世後期の墓石が多い。
12：中筋西・東自治会の共同墓地。
40：仲島共同墓地。平成5年に整備が完了した。
51：池尻共同墓地。国道193号線バイパス工事に伴い，昭和56年に現在地に移転。

（4）寺井町（第124図）
かつては，免場ごとに地神と荒神を1神ずつ祀っていたらしい。なお，近世の寺井村は，現在の寺井町だけでなく，南隣の香川郡香川町の一部を含む範囲である。
［小祠：▲］
71：「塞の神さん」。この祠と№72の地神塔および№68の小祠の「瑞穂神社」は，寺井東・西・中自治会と二本坊自治会と南の香川町が順番に祀る。

［地蔵：△］
75：昔，この辺りには大きな塚がずらっと並んでいたが，水田を開く時に，この地蔵にまとめられたのだという。塚は，平家の落人を葬ったと伝えられている。

c　高松平野東部（新川沿岸）
（5）春日町（第125図）
分布図には，聞き取りによる免場の境界と名称を記入した。
［地神：■］
1：図には1998年3月までの位置を記入したが，春日川の堤防改修に伴い，300mほど北に移動。
4：春日神社境内。地神は南春日免場で春秋の社日（に近い日曜日）に祀るが，春日神社の祭礼は，主として春日町全体の氏子が，夏（8月10日に近い日曜日）と秋（10月10日）に行う。
5：同じ敷地に，近年，作られた二木徳萬の記念碑と墓（？）がある。二木徳萬は16世紀に実在した人物で，鮫池や久米池の築造に功があったらしい。

（6）新田町（第126図）
分布図には，聞き取りによる大まかな免場の範囲と名称を記入した。［註4］
［地神：■］
3：北堀江免場の地神塔。当番（総代）4軒を東・西から2軒ずつ出し，春秋の地神祭を行う。この時，屋島（大宮）神社の宮司を呼ぶ。祭りでは，お寿司，煮魚，酢の物，汁物，お酒を振る舞う。祭りの日は，田んぼに出ない。
5：南堀江免場の地神塔。春秋の地神祭は，屋島神社の宮司が担当する。

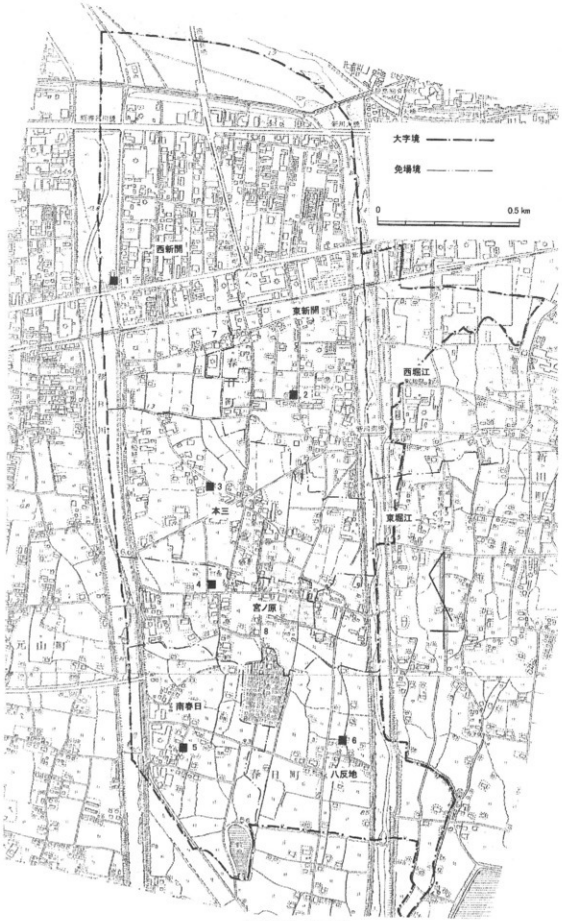

第125図　春日町

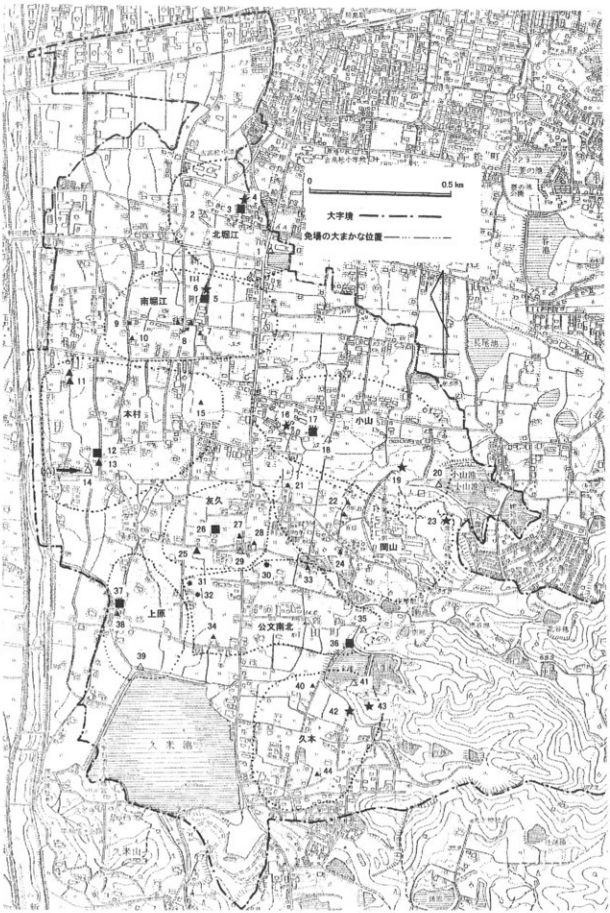

第126図　新田町

12：本村免場の地神塔。春秋の地神祭は，屋島神社の宮司が担当する。
26：友久免場の地神塔。春秋の地神祭は，屋島神社の宮司が担当する。
36：公文南北免場の地神塔。当番（オトヤ）は，南北それぞれから１軒ずつ出る。地神祭は，久米神社の宮司が担当する。南・北となった理由は，昭和30年頃，宝池の水揚げ工事に際し，公文免場の中で，賛成派（北）と反対派（南）に分裂したためと伝えられる。そのため免場も厳密には南北に分かれるが，線引きができないという。
37：上原免場の地神塔。明治41年建立。春秋の地神祭には，屋島神社の宮司が担当する。

［小祠：▲］
7：「お船渡さん」。海の神様と言われ，個人の屋敷内にある。９月17日の祭りには，宝太郎坊大権現の神主を呼ぶ。祠の中の丸石に触れると，イボが取れると言われる。
11：「若宮さん」と「お稲荷さん」（祠６社）。若宮の祭礼は10月13日，稲荷のそれは７月22日。当番が屋島神社の宮司を呼び，お祭りをする。
13：「お荒神さん」。９月23日に，当番が屋島神社の宮司を呼び，お祭りをする。
22：池内家の屋敷神と塚原家（久本免場）の神様。
24：「荒神さん」。山下家が建てた２つの祠。10月９・10日に久米神社の宮司を呼び，祭礼を行う。当番（オトヤ）がのぼりを立て，しめ縄を張り，お供えをする。獅子舞もある。周囲の竹を切ると，おなかをこわすとの言い伝えもある。
25：「三方荒神」。友久免場の当番（当屋）が正副２軒出て，屋島神社の宮司を呼び，９月27日にお祭りをする。
33：「荒神さん」。かつては，村川家の屋敷神。９月27日に，村川さんが久米八幡の宮司を呼び，祭礼を行う。地域(公文南北免場と岡山免場の一部)から当番(オトヤ)が出て,接待をする。獅子舞がある。

［地蔵：△］
１：地蔵３体がある。８月23日の地蔵盆（お勧忌）には，北堀江免場の人々が，真言を唱える。
２：「大原さん」とか「大原大明神」と呼ばれる。個人で祀る。昔，この辺りが海だった頃，流れ着いた死者(大きなおなかの女性（＝妊婦？））を祀ったという。
14：宝性院地蔵尊。明和・安永年間（1770年代）に，洪水の死者をともらうために，もとの宝性院境内に建てられた。昭和60年に，西の堤防上から現在地に移された。本村西の当番が，久米寺（真言宗，かつて久米神社と同じ。現在は春日川沿い）の僧を呼び，８月23日のお祭りをする。浪花節の講談師も呼ぶらしい。
18：向かいの池で溺死した人を祀る。
35：「無念さん」無縁仏を祀ったという。３月にお祭り，近所の数軒が担当する。お米を，公文・岡本両免場から集め，赤飯のおむすびを作り，子供達に配る。
39：久米池で溺死した子供を祀ったという。
41：地蔵３体と不動１体。地蔵は，宝池で溺死した子供を祀ったという。

［塚：＊］
30：「五輪さん」。あぜ道に沿って３カ所，丸石を積んである。かつては，どの水田にも「五輪さん」があったが，農作業の機械化により，現在ではほとんど姿を消した。

31：「五輪さん」。田の真ん中の丸石。３カ所にあり，それぞれ丸石が３個ずつ積み上げられている。
32：「五輪さん」。田の隅の丸石。昔は，水田の真ん中にあり，石が数個積まれていたらしい。この水田の所有者が祀る。

［その他：★］
４：「毘沙門さん」。立派な社殿。寛政３年の棟札がある。文化13年に改築。天保10年，古高松村から新田村堀江に移す。１月15日，５月15日，９月15日に祭礼。地神祭と同じ当番（総代）が，屋島神社の宮司を呼ぶ。お供えは，酒，生魚（タイ，スズキ），洗米，塩，水，野菜，鏡餅，寒天。祭礼の後，当番で分ける。
６：「弁天さん」。水の神様。文政10年建立。お堂は大正13年改修。祭りは，10月16・17日のいずれか。当番が，屋島神社の宮司を呼び，お寿司を振る舞う。子供には，お菓子，おむすびを振る舞う。３年に１回は，浪花節の講談師を呼ぶ。
16：「七面大明神（七面さん）」。女の神様を祀る。法華宗。９月18日に，小山免場の法華宗の信者が集まり，日妙寺（高松市）の僧を呼び，お祭りをする。
19：不動。８月１日に，18の地蔵に小山免場の真言宗の信者が集まり，彼らが地蔵と一緒にお祭りする。伝説では，この場所には，天狗が降りるとか，狸がいたずら（通りがかる人に火を点ける，お化け提灯になる）をするという。
23：金刀比羅神社。昔，琴平の金刀比羅大社からいただいた大きなお札を，もとの岡山神社に奉納した。４月９または10日と10月９または10日に大祭を行う。岡山，公文南北，小山，本村の各免場それぞれから当番が出る。獅子舞がある。
42：「お伊勢さん」。伊勢講関係の社。久米神社の宮司（オタユさん）の世話で，祭礼を行う。
◎本村免場の地神，地蔵などの祭りは，２軒が当番になる。それ以外に「大陶屋」祭りがある。これは，久米神社の八幡様の分身（オカケ国）を祀る。ふだんは自治会長が保管するが，秋の吉日（９月20日頃）に集会所に安置する。

（７）前田西町（第127図）
分布図には，自治会の境界を記入した［註５］。
［地神：■］
各免場の地神塔の管理，お祭りは，地区の当番が行う。春秋の地神祭には，久米八幡の宮司（オタイさん）に祝詞をあげてもらった後，免場の人々が集会所で会食する。
20：東谷免場の地神塔。明治期に建立。同じ敷地に，荒神さんなど３基の小さい祠がある。
27：勘定免場の地神塔。明治５年建立。平成３年，新川の堤防改修に伴い，現在地に移築された。個人の所有地にある。地神祭の後の会食は，かつては当番の家で会食をした。同じ敷地に，金比羅さんの小祠（№26）もある。
31：穂村免場の地神塔。現在の塔は，昭和40年建立。同じ敷地に，小祠３基（「大麻（おおあさ）さん」１基，「荒神さん」２基）がある（▲：№30）。
37：長塚免場の地神塔。同じ敷地に，「荒神さん」の小祠（▲：№38）がある。
42：長渕免場の地神塔。明治期の建立。同じ敷地に，「荒神さん」の小さい祠（▲：№43）がある。
47：中川免場の地神塔。新川の堤防改修に伴い，この場所に平成４年，新築された。昭和30年，もとの場所に建立された塔は，すぐ脇に置いてある。地神祭では，会食をしない。

［小祠：▲］

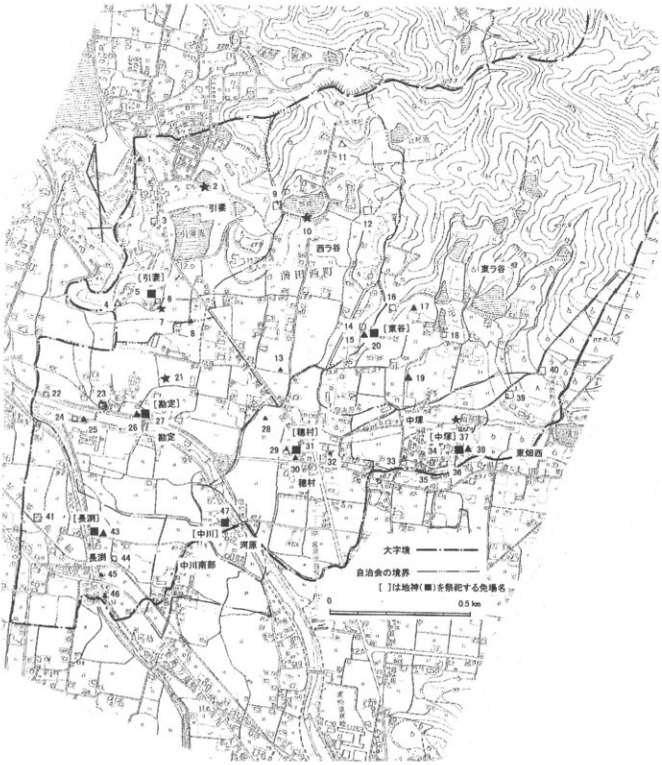

引妻
西ラ谷
東ラ谷
[引妻]
[東谷]
[勘定]
勘定
[穂村]
穂村
中塚
[中塚]
東畑西
[長渕]
長渕
[中川]
河原
中川南部
大字境
自治会の境界
[ ]は地神(■)を祭祀する免場名
0
0.5 km

第127図　前田西町

29：個人所有の「荒神さん」。江戸時代から，この場所にあると言われる。
38：「荒神さん」２基。春秋に久米八幡の宮司さんに祝詞をあげてもらう。農家以外の人も参加する。お祭りには，酒，塩，お菓子を備える。会食はない。四神祭と呼ばれ，付近の荒神も同時に祭る。
43：平成３年，新築。河川改修の際，この場所に移築された。祠の中の丸石は，改修時に入れたもの。荒神の祭りは，春秋に（地神祭りとは別の日），久米八幡の宮司さんを呼ぶ。その後，集会所で会食する。
45：「荒神さん」。個人の所有だが，長渕免場で管理，祭祀する。明治時代後半に，個人のものとなった。なお，河川改修でもとの場所から移築された。
46：「荒神さん」。河川改修でもとの場所から移築された。脇には，狸（ゴンという名前）を称える石碑がある。地元の庄屋の守り神だったとある。石碑には，荒神祭にお経をあげる。

［地蔵：△］
４：「流れ地蔵」。昔，この辺りに川があり，この地蔵が溺れた人を助けたという。お盆の地蔵祭には，西光寺の住職がお経をあげ，子供にお菓子を配る。
33：個人が所有，管理する地蔵。聞き取りの限りでは，２回，所有者が変わっている。
35：個人所有，管理する地蔵。70年ほど前，亡くなった娘さんを祀るため，作られた。色紙，鞠などが供えられている。

［墓地：□］
３：一族墓。２グループ，14基。２つの家の墓石が並ぶ。もっとも古い墓碑は安永２年。
６：無縁墓。７基。１基は，子供の墓らしい。かなり風化が進んでいる。
16：墓石群。33基。もっとも古い墓碑は，文化25年。墓地は草ぼうぼうで，最近，お参りされていない様子。
22：一族墓。１基。昭和42年建立。
23：勘定免場の共同墓地。数えた限りでは，34家，106基あった。もっとも古い墓碑は，文化元年。昭和40年頃までは，火葬場も兼ねていた。当時の火葬は，免場の人々が班（同行）ごとに行った。火葬の際，やぐらを立て，木材，薪を燃やしたという。
24：無縁仏。行き倒れの人を祀る。現在も，盆と春秋の彼岸にお参りをする。
34・36：西光寺境内の墓地。もっとも古い墓碑は，明治40年頃。
41：長渕免場の共同墓地。100基以上ある。もっとも古い墓碑は天保15年。ここには，以前から火葬場がなかった。。昔は，平尾の火葬場（□：№40）まで，死体をリヤカーで運んだ。平尾まで運ぶのは，近所（同行）の４，５人。遺族は，夜になってから，焼け具合を確かめに行ったという。遺骨は，四十九日までは自宅に置き，それから納骨したというお話もうかがった。現在では，高松市の火葬場（松島町）に霊柩車で運ぶ。
44：個人墓。宝暦５年，建立。昔，庄屋に殺された人の墓という言い伝えがある。戦前，毎月13日（命日らしい）にお参りしていたが，戦中は途絶えがちだった。しかし，祀らないと障るというので，10年程前から，再び毎月，お参りしている。

d　高松平野東部（春日川沿岸）
（８）六条町（第128図）
［地神：■］

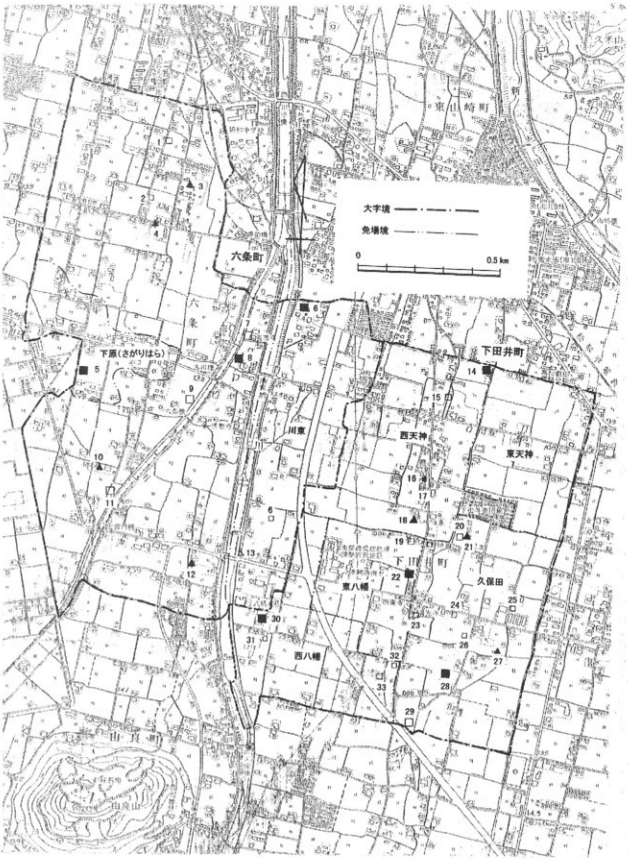

第128図　六条町・下田井町

5：下原（さがりはら）免場の地神塔。春秋の地神祭の当番は，農家約40軒の回り持ち。三宮（さんぐう）神社の宮司さんを呼んで，お祭りする。お参りの後，公民館で会食とお酒。
6：川東免場の地神塔。広庭神社の境内にある。三宮神社の宮司さんを呼んで，お祭りする。この境内では，10月の秋祭りに獅子舞がある。

［小祠：▲］
3：三宮神社境内。熊野神社，天神様，など4祠。
4：倉庫の敷地にある。近所の方のお話では，昔，ここに「おおばさん」のお屋敷があり，その屋敷神だろうとのこと。

［地蔵：△］
13：川東免場の地蔵。この地区の4班が，順番に世話をする。進学，就職，病気平癒などでお参りする人は多い。8月23日に地蔵祭がある。長専寺の住職にお勤めをしてもらう。昔は，謡曲大会もあり，盛り上がった。今は，住職のお経とお参りだけ。

［墓地：□］
1：共同墓地。89基。もっとも古い墓碑は，天明5年。
2：一族墓。近所の方のお話では，「おおばさん」のお墓らしい。
9：共同墓地。232基。もっとも古い墓碑は，明治45年。
11：共同墓地。94基。もっとも古い墓碑は，明治32年。

［その他］
・三宮神社は，かつて鹿島神社という名前だった。上林村の拝師神社，下林村の岩田神社，六条村の鹿島神社の3社は，昭和19年，軍用飛行場建設のため，六条村の鹿島神社に合祀された。昭和23年，3社を合祀したという理由で，鹿島神社は三宮神社と名前を変えた。なお，江戸時代の藩政村，上林村，下林村，六条村は，明治23年の町村合併で，林村となった。昭和31年，高松市に合併する際，行政地区として上林町，下林町，六条町に戻っている。

（9）下田井町（第128図）
分布図には，聞き取りによる免場の境界を記入した。
［地神：■］
地神祭には，町内の下田井八幡宮の宮司さんが祝詞をあげる。
28：久保田免場の地神塔。同じ敷地には，鉾宮様という小祠があり，8月と9月にお祭りがある。
30：西八幡免場の地神塔。八幡宮の境内にある。祭祀は20軒が2軒ずつ，順番に担当する。順番はくじで決める。

［塚：＊］
16：「馬塚」。源平合戦で死んだ馬を祀る。

e　高松平野南部

(10) 上林町（第129図）
分布図には，自治会の境界を記入した［註６］。
［地神：■］
２：拝師神社境内にある。塔の五角柱の側面に記される５つの神名は，近隣のそれとは異なり，天照大神がなく，その代わりに太田命が刻まれている。祭祀地区も近隣とは異なり，１つの地神を１免場が祀るわけではない。地神祭は，春は西下所，秋は本村（西中林）の人々が担当するという変則的な形である。その理由は次のとおり。この地区では，昭和初期に林飛行場が建設されたため，住民は他所に移らなければならなかった。戦後，飛行場の一部が耕地に解放され，住民は再び入植した。そのため，地神塔を共通に祀ることとなった。なお，拝師神社も戦中，隣村（六条）の鹿島神社に合祀され（鹿島神社は三宮神社と変更される），一時，廃絶した。昭和25年，もとあった場所に，拝師神社は立て直された。ご神体は三宮神社から迎えられず，高松市中心部の八本松の神社から迎えた。なお５月５日と10月５日に行われる拝師神社のお祭り（記念祭）も，西下所，本村（西中林）両免場の人々が１年交替で担当する。

［地蔵：△］
５：東下所免場で祀る。お祭りは，８月25日（地蔵盆）。

［墓地：□］
１：上林町の共同墓地。戦中の飛行場建設に伴い，北隣（多肥）の長池付近に移転した。戦後，もとの場所に戻し，整備をした。もっとも古い墓碑は，明治32年。

(11) 十川西町（第130図）
［地神：■］
５：沖下所免場の地神塔。昭和61年建立。
14：饗宇神社境内にある地神塔。南亀田村，東十川村，西東十川村の銘が刻まれている。

［小祠：▲］
12：一族の氏神様。ご先祖を祀る。

［墓地：□］
６：共同墓地。約30基。もっとも古い墓碑は，文久年間。
８：共同墓地。約170基。もっとも古い墓碑は，弘化２年。
９：共同墓地。約100基。もっとも古い墓碑は，宝永年間。

［その他：★］
11：「水神明王」。隣の井戸の石のふたには，天保元年と刻まれている。

３　おわりに
民俗的ランドマークに関する全体的な傾向として，次の６点が指摘，推測できる。
１）地神（塔）は，まんべんなく分布する。もっとも，免場ごとに１基ずつあるのだから，当然と言えば当然である。

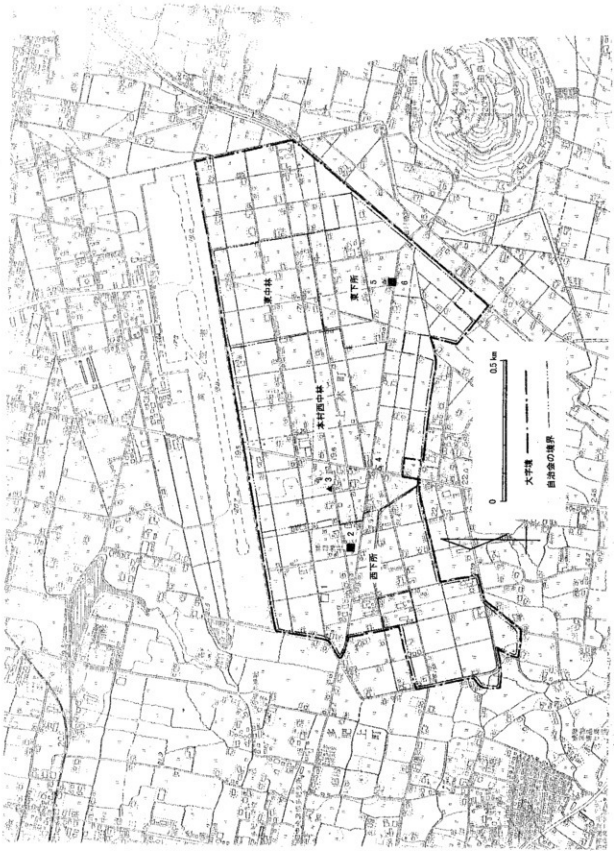

第129図　上林町

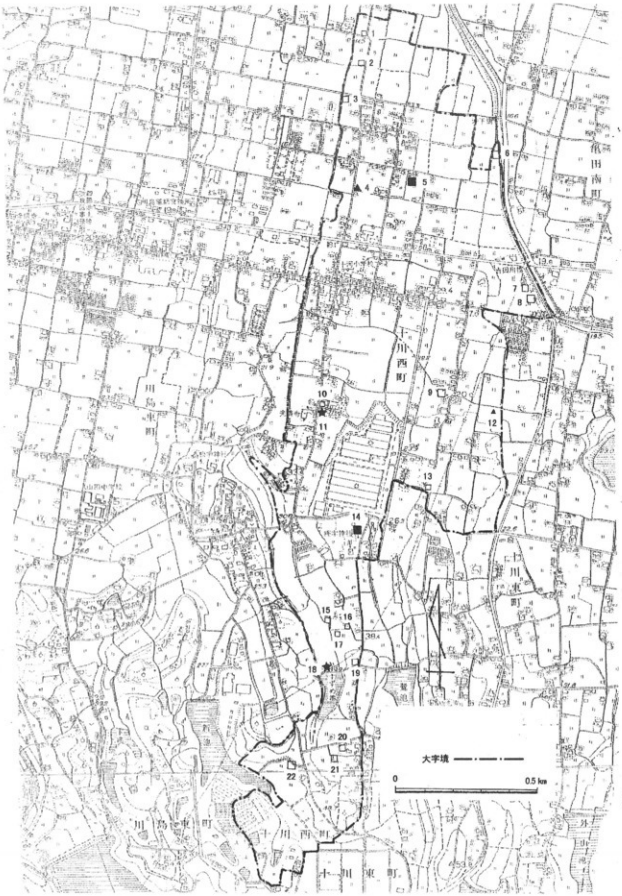

第130図　十川西町

2）地神（塔）については，都市化が進む大字（一宮町・寺井町）で消滅しているように推測される。水田が減り，地神祭を担う農家が少なくなったためであろう。

3）地神（塔）の分布は，比較的新しく開発された大字（春日町），土地改変をされた大字（上林町）で密ではない。免場の範囲が広く（春日町），また免場の再編成を余儀なくされた（上林町）ためと思われる。十川西町で密でない理由は，不明である。

4）小祠の分布に関する特徴は，不明である。屋敷神が地域の神様になった場合や，その逆の場合などがあり，何とも言えない。

5）地蔵は，池や河川の堤防上，あるいは道路の交差点などに多い。

6）墓地は，河川の堤防上，あるいは堤防のすぐ外側に多い。特に，古い墓地に，この傾向がある。昔は，堤防付近の土地所有は個人に属さず，同時に河川の氾濫の影響を受けやすい場所だったため，農地にされず，共同墓地を作りやすかったものと推測される。また，かつては，堤防が現在ほど整備されていなかったため，河川が氾濫した場合，墓地自体が流されやすかったようである［註7］。

次に，地域ごとの特色について，1点だけ触れたい。地神の形態は，ほとんどの地域で五角柱の地神塔だった。ただし，檀紙町の地神は，ほとんどが石碑の形態をしている。地神信仰そのものが，近世末から近代初期の流行であったとの説もあり［註8］，大字ごとに当時から形態が異なっていたのかもしれない。

以上が，聞き取りや観察による調査記録である。調査では，免場と自治会の区別が難しかった。民間信仰の担い手は，現在では，政教分離の原則から言えば，自治会ではなく，免場である。しかし，聞き取りの限り，自治会が運営すると教えて下さった場合も少なくない。本文でも，聞き取りに基づき記録したものの，自治会と免場を混同している箇所があるかもしれない。ご指摘いただければ，幸いである。

最後に，調査でお世話になった地元の皆様に，心からお礼申し上げます。

註

［1］拙稿「太田地区周辺の民俗的調査：ムラの伝統的空間構成を中心に」高松市教育委員会（編）『讃岐国弘福寺領の調査：弘福寺領讃岐国山田郡田図調査報告書』同委員会，1992年，439－490頁。

［2］これまで報告した調査結果は次のとおり。（a）～（d）は本文中のそれと一致する。

（a）前掲註1。

（b）拙稿「ムラの空間構成の変容：高松市川島校区を事例に」高松市教育委員会（編）『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘報告書（高松市埋蔵文化財調査報告第32集）』同委員会，66－79頁。

（c）拙稿「ムラの空間構成の変容（2）：高松平野香東川西岸地区の民俗的ランドマーク調査を中心に」高松市教育委員会（編）『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘報告書II（高松市埋蔵文化財調査報告第33集）』同委員会，29－37頁。

（d）拙稿「ムラの空間構成（3）：高松平野新川・吉田川中流域の民俗的ランドマーク調査」高松市教育委員会（編）『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘報告書III（高松市埋蔵文化財調査報告第35集）』同委員会，61－73頁。

なお，本報告の調査地区は，以上の内容とは重複していない。

［3］檀紙村誌研究会・檀紙村誌編集委員会による『檀紙村誌』（1986年）と内容が一部重複する部分があるが，本報告は悉皆調査による分布図作成に意義があると考えている。

［4］古高松郷土誌編集委員会による『古高松郷土誌』（1977年）と内容が一部重複する部分があるが，本報告は

悉皆調査による分布図作成に意義があると考えている。

［5］前田郷土誌編集協議会による『前田郷土誌』（1989年）と内容が一部重複する部分があるが，本報告は悉皆調査による分布図作成に意義があると考えている。

［6］林村誌編集委員会による『林村誌』（1958年）も参考になる。

［7］本章第1節の稲田報告を参照のこと。

［8］中原耕作「讃岐の地神祭り」瀬戸内海歴史民俗資料館年報4，1979年，1～11頁。

第３節　高松平野におけるムラの空間構成

内田忠賢

1　問題の所在

地域社会は，多様な地縁的組織で構成されている。村落社会（ムラ）の場合，それらの組織は，ある程度強く機能し，また，その継続性が比較的高いと思われる。地縁的組織が空間レベルに反映した結果が，一定の領域とその領域を指す呼称＝地名である。また，地域社会のメンバーが，土地を分節的に認識した結果も同様に，一定の領域とその領域を指す呼称＝地名として現れる。ムラの場合，住民と土地との関わりが深いため，そのような地名やその範囲が比較的長い期間，継承される可能性が高い。つまり，ムラでの地縁的組織や空間認識の有り様は，地名とそれが指す範囲，あるいは，それらの分布と関わるのである。そのような組織や認識をメルクマールとして，何種類もの領域（分布）図を描くことができる。それらの領域図を，比較・検討することにより，ムラ空間の特徴を明らかにできる。また，メルクマールとなる事象がどの時期をベースにしているかを考慮しながら，複数の領域図を時間軸で並べることにより，ムラ空間の歴史的な変容過程，重層性を推測することができる。

小論では，次のプロセスに従い，報告する。まず，高松市内の農村部３地区における，ムラの空間構成を，諸資料や聞き取りから，領域図として提示する。次に，近世後期の３地区の空間構成を，複数の領域図から復原する。３地区の複数の領域図を時間軸に沿って並べ，ムラ空間の変容過程を考察する。また，３地区の領域図を相互に比較することで，高松平野における，ムラ空間の歴史的な特徴に言及する。

ところで，本報告は，高松市教育委員会が推進する，弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地区（以下，「比定地区」）周辺の歴史環境に関する第２期総合調査の一環である。第１期総合調査では，「比定地区」に限定した調査・研究が主であった［註１］が，第２期では高松平野全域を対象にしている。日本最古の荘園絵図，山田郡田図が残ることからも分かるように，高松平野は古代以来，日本の代表的な先進地域である。そこで，「比定地区」の歴史環境を考えるだけでなく，高松平野全体の歴史環境の重要性に注目すべきである。本報告も，「比定地区」を取り囲む，高松平野周辺部をフィールドに，その歴史環境を明らかにする。

また，本報告は，蓄積の少ない讃岐農村研究の欠を補う事例研究である。上で述べたように，讃岐平野は歴史的に非常に重要な地域であるにもかかわらず，若干の社会経済史に関する論文以外，分析的な研究はほとんどない［註２］。本報告との関連で言えば，地元の方々が熱心に作成した郷土史誌類や，郷土史家の先生方が詳細に調べた民俗事例の報告があるが，管見の限り，地域間の比較やその分析という点で，先行研究が少ない［註３］。たとえば，1960年代の石原潤の村落研究を越えるものは，残念ながら，ないように思われる［註４］。石原も指摘するように，史料が残っていない，あるいは発見されていないことが，最大のネックとなっている。むろん，高松平野に関しても同様である。

いずれにせよ，高松平野の農村を調査・記録・研究することが必要である。本報告は，筆者の調査不足や能力不足で，表面的な事例分析に過ぎない。しかし，少なくとも，地元に還元でき，後の研究に参考になるような報告をしたいと考える。

2　地域の選定と資料

まず，調査地域について述べたい。「比定地区」は高松平野のほぼ中央部に位置する。「比定地区」では，大規模な区画整理事業や道路網の整備のため，急速な都市化，市街地化が進んでいる。そのた「定地区」周辺の歴史的な総合調査が急務だったわけである［註５］。本報告では，問題の所在の前半で述

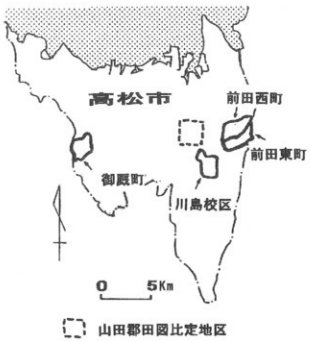

第131図　フィールド

べた問題設定のため，比較，的都市化・市街地化の影響が少ない農村部を選定した。

さて，高松平野は大きく3地域に分類できる。新川流域の東部，「比定地区」を含む中・南部，香東川流域の西部である。そこで，本報告では，東部（新川流域）の前田西・東町，南部の川島校区，西部（香東川流域）の御厩（みまや）町をフィールドに選定した（第131図）。

次に，主に利用する資料について述べたい。

まず，高松市役所が発行する，市内全域の『小字分布図』（平成元年版）がある。各大字ごとに小字が地図上に記され，参考になる。ただし，『小字分布図』では，大字によっては，小字名のリストがあるだけで，その位置や範囲は示されない。幸いなことに，前田西・東町，川島校区，御厩町については，小字の位置や範囲が記載されている。小字の成立や変遷の事情は，地域毎に異なると思われるが，それらは不明である。ただし，小字は，明治初期の地籍図作成に際して記録されたデータが基本なので，近世，あるいはそれ以前の地理情報であることに間違いはない。なお，讃岐の小字の範囲は，他地方の小字のそれよりは大きい。

次に，地神の祭祀領域については，聞き取りによった。農業の神様，地神を祀る地神塔は，高松平野各地に分布し，この平野の特徴的な景観の要素となっている［註6］。この祭祀に関わる人々（地神講の構成員）と彼らが住む領域を，メンバ（免場）と呼ぶ。歴史的に，現在のメンバは，近世の小地域単位，「免」につながると言われる。近世讃岐では，政治的，経済的に設定された貢租の地区単位が「免」であった。そして，「免」は，藩による政治経済的な地域を意味するだけでなく，日常生活においてもまとまりのある地域の単位だった［註7］。年配の方や農業に従事する方にお聞きすると，かつて，メンバも地神祭だけでなく，日常の様々な機会で協力しあう地域の単位だったという。現在のメンバの成立時期は，大まかに明治以降（～戦前）としか言えず，メンバの合併，消滅もあったようである。現在の自治会にほぼ継承された場合，まったく継承されなかった場合などあり，メンバと自治会が一致しない場合が少なくない。なお，現在のメンバに属する人は，基本的に農家(旧住民)であり，新住民は所属しない。また，聞き取りの限り，戸の集合であるメンバの境界は，必ずしも明確に線引きできない。

さらに，自治会の範囲については，市内の各出張所でご教示いただいた。本報告では，1990年代の自治会を念頭に置いている。自治会が組織される経緯も様々である。なお，新しい団地では，新たな自治会が組織されている。本報告の趣旨から，そのような新興の自治会は省略して論じた。

そして，近世末期の「免」を比定・復原する際に，鎌田共済会所蔵の『東讃郡村免名録』(以下，『免名録』)を使用した［註8］。『免名録』には，高松藩領の村々の免名と小地名が記録されている。

以上の，①小字，②地神祭の領域（メンバ），③自治会，④免，を時間軸で並べると，大まかに④→②→③の順と考えられる。小字は，近世末期の「免」とほぼ同時代か，あるいは，それより前と，

とりあえず想定しておく。

3 領域図の作成

a 高松平野東部（新川流域）

前田西町と前田東町を事例とする。それぞれの大字は，近世には山田郡西前田村，東前田村であり，明治23(1890)年の市町村制施行に伴い，北亀田村を統合し，山田郡前田村となった。その後，昭和31(1956)年，高松市に合併する。この時点で，現在の各大字となる。ここでは，「免」の復原も行うため，近世末期を想定し，前田西町と前田東町を区別しておく。

［a－1］前田西町

まず，第132図－1が現在の小字とその分布である。また，第132図－2は聞き取りにより作成した，現在の地神祭の領域（メンバ）である。メンバは基本的に所属する戸が構成する領域なので，それら境界は図のように隣接するわけではないが，聞き取った内容に従い，大まかに線引きした。さらに，第132図－3は高松市役所前田出張所が把握する，1998年現在の自治会とその範囲である。以上の3図をもとに，近世末期の免を復原する。

さて，『免名録』には，次のように記録されている。

山田郡西前田村

［免名］	［免に含まれる小地名］
熊ノ前上所	熊ノ前
熊ノ前下所	引妻
滝本	滝本，岡崎，田楽，兼石，中塚，平尾
山崎境	勘定
中川原	中川原
水田	長淵

地名比定をしてみよう。まず，現在の「引妻」は第132図－1～3で，ほぼ共通する領域を占めるので，近世以来，ほとんど変化がないと推測できる。したがって，「引妻」＝熊ノ前下所免と考えられる。同様の理由で，現在の「勘定」＝山崎境免である。また，同じく，現在の「長渕」（長淵）＝水田免である。そして，同様に，現在の「穂村」（本村）＝内間免である。次に，小字「中川」，メンバ「中川」，自治会「中川南部」「河原」は，ほぼ同じ領域に対応するので，中川原免が比定できる。さらに，小字（第132図－1）では，「滝本」，「岡崎」，「田楽」，「金石」（＝兼石），「平尾」がある。また，メンバ（第132図－2）と自治会（第132図－3）の「中塚」が，ほぼ小字「平尾」の範囲内に含まれる。以上より，滝本免が比定できる。なお，小字「岩滝」は山の中なので，年貢の地区単位である免を考える際，無視してよい。最後に，残った小字「大通」は，自動的に熊ノ前上所免と推測される。以上により，近世末期における西前田村の免は，第132図－4のように復原できる。ただし，各免の境界が，あたかも隣接するように表現したが，この境界は大まかなものである。

［a－2］前田東町

まず，第133図－1が現在の小字とその分布である。また，第133図－2は聞き取りにより作成した，現在の地神祭の領域（メンバ）である［註9］。メンバは属戸による領域であり，聞き取りの限りで

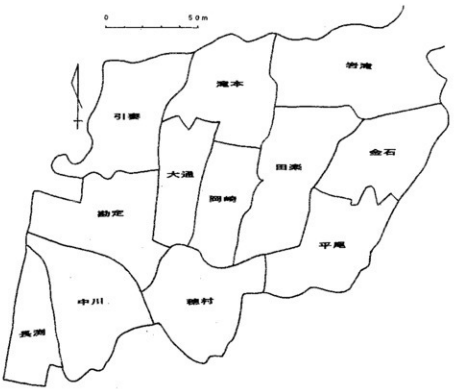

第132図－1　小字（前田西町）

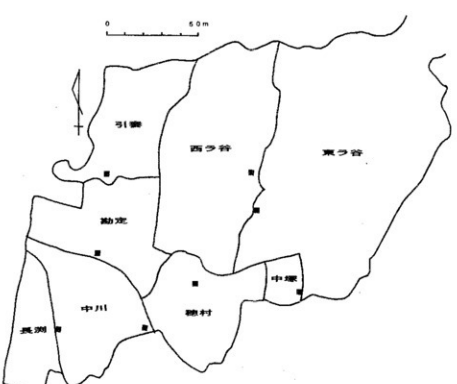

第132図－2　メンバ（前田西町）

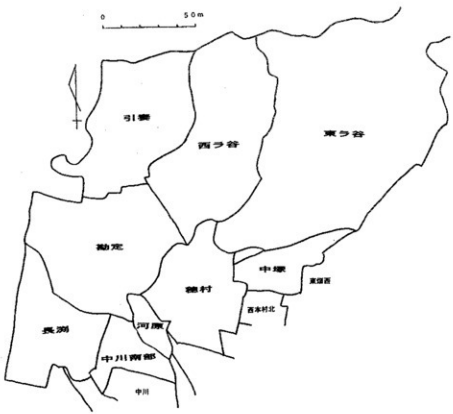

第132図－3　自治会（前田西町）

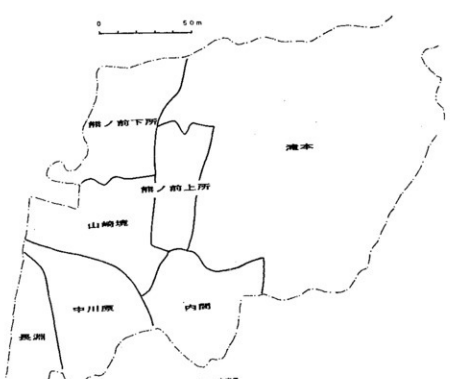

第132図－4　免（西前田村）

は，明確な線引きができなかったため，図にように点線で表現しておく。さらに，第133図－３は前田出張所が把握する，1998年現在の自治会とその範囲である。以上の３図をもとに，近世末期の免を復原する。幸いなことに，近世後期作成と推測される『前田古図』（第133図－４）［註10］が残るので，比定しやすい。東前田村の景観を描写した『前田古図』では，土地利用の様子や東前田村の免名（道南，中川原，山下，中村，東畑）とその範囲，免ごとの土地の肥沃度などが表現されている。

さて，『免名録』には，次のように記録されている。

山田郡東前田村

［免名］	［免に含まれる小地名］
中所	大縄，桐木，猫堂，砂入，出口，四ツ街道
東畑	北砂古，立タ石，大篠，風呂谷，丸山
山下	五反地，呑田，金崎，川根
中川原	川原，長淵，柳
道南	砂浚

『前田古図』には，中所免以外のすべての免が表示される反面，『免名録』の中所免が記されていない。自動的に『前田古図』にある中村免は，『免名録』の中所免に比定せざるをえない。なお，『免名録』の記載と，小字，メンバ，自治会の名称と領域の対応を記すと，次のようになる。小字図（第133図－１）には，免名に対応する「東畑」，「山下」，「道南」，「中川」（＝中川原）があり，小地名に対応する「長淵」（＝長淵）がある。いずれも，前述の，『前田古図』の表記と『免名録』の記載の対応を裏付ける結果となる。また，メンバ図（図114－２）に「東畑」「砂後」（＝砂浚）があり，

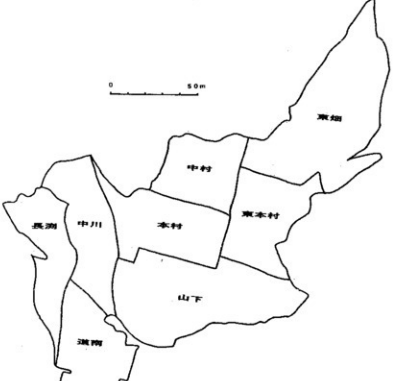

第133図－１　小字（前田東町）

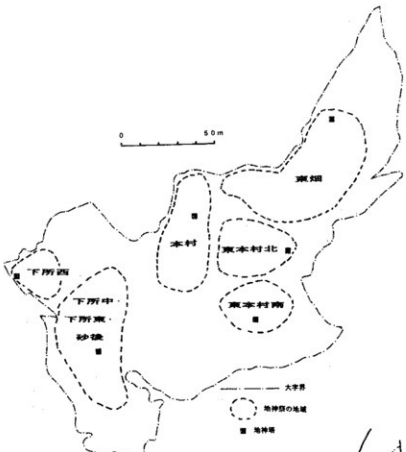

第133図－２　メンバ（前田東町）

第133図－３　自治会（前田東町）

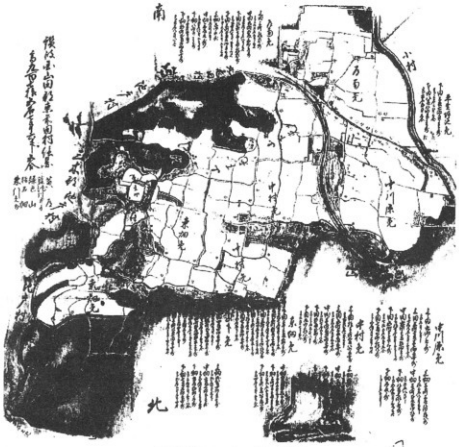

第133図－４　前田古図

第133図－５　免（東前田村）

これも上の比定の裏付けとなる。さらに，自治会図（第133図－３）では「呑田」，「河原」（＝川原），「中川南部」「中川」（＝中川原），「砂後」（＝砂浚）があり，同様である。ついでを言えば，東畑自治会の領域内にある中池が，『前田古図』では「風呂谷池」とされており，東畑免の小地名「風呂谷」に対応する。いずれにせよ，『前田古図』を参考にすれば，近世末期における東前田村の免の復原図は，第133図－５で間違いない。

b　高松平野南部（春日川流域）

高松市役所山田支所が管轄する川島校区（川島小学校区）を事例とする。この校区の行政上の歴史的変遷は，次のようになる。近世から近代初期に，この校区は，坂本村，高野村，上田井村の３村および池田村の一部であった。明治23(1890)年～大正11(1922)年，坂本村，高野村，上田井村の３村は合併して，山田郡坂ノ上村となる。大正11年～昭和28(1953)年には，現在の川島校区の範囲は，山田郡川島町と旧・西植田村の一部にあたる。昭和28年～昭和41(1966)年に，山田郡山田町となり，昭和41年，高松市に合併する。合併後は，旧・山田町の大字「坂元」が大字の川島東町に，「高野」が川島町に，「上田井」が由良町となる。この地区に関しては，すでに本総合調査の『概報Ⅰ』で報告したので，結果のみ説明したい［註11］。

まず，第134図－１は，現在の小字とその分布である。次に，第134図－２は，聞き取りによる地神祭の領域（メンバ）である。第134図－３は，昭和20年頃の集落の大まかな分布範囲である。これは，『川島郷土誌』所収の「昭和20年ごろの川島校区の散村・街村」概略図および「終戦当時の集落名・小字名・戸数」一覧表をもとに推測，作成した［註12］。第134図－４は，山田支所でご教示いただいた，1990年頃の自治会の名称と領域である。以上の情報と『免名録』から復原した，近世末期の免が，第134図－５である。

c　高松平野西部（香東川流域）

香東川の西，御厩町を事例とする。まず，この大字の歴史的変遷を記しておこう。御厩町は，近世には香川郡御厩村，明治23(1890)年の市町村制施行に伴い，香川郡檀紙村，中間（なかつま）村と合併し，檀紙村となる。さらに，昭和31(1956)年，高松市に合併し，高松市の大字，御厩町となった。

さて，第135図－１が，現在の小字名とその領域である。また，第135図－２は，聞き取りによる，現在の地神祭の大まかな範囲である。現在は，いくつかの旧メンバが集まって，地神祭を行う地区がある。この状態がいつ始まったのか，聞き取りや『檀紙村誌』の記述からは不明である［註13］。そして，第135図－３は，高松市檀紙出張所が把握する，現在の自治会の領域である。以上から，近世末期の免の復原を行う。なお，この復原は，すでに本総合調査第２期の『概報Ⅱ』で行ったので［註14］，ここでは概略のみ記しておく。

さて，『免名録』には，次のように記される。

香川郡御厩村

［免　名］上所，下所，東御厩，津内，原引，御笠，正勝，半田，畑方

［小地名］天神，山ノ谷，池の内，池ノ下，高橋，鍛治池，正勝，田井中，半田，原引，犬神，南原，さこ，川原，落合，津内，奥原，西山

『免名録』では，香川郡の記載形式と山田郡のそれは異なる。川島校区内の村々や東・西前田村が

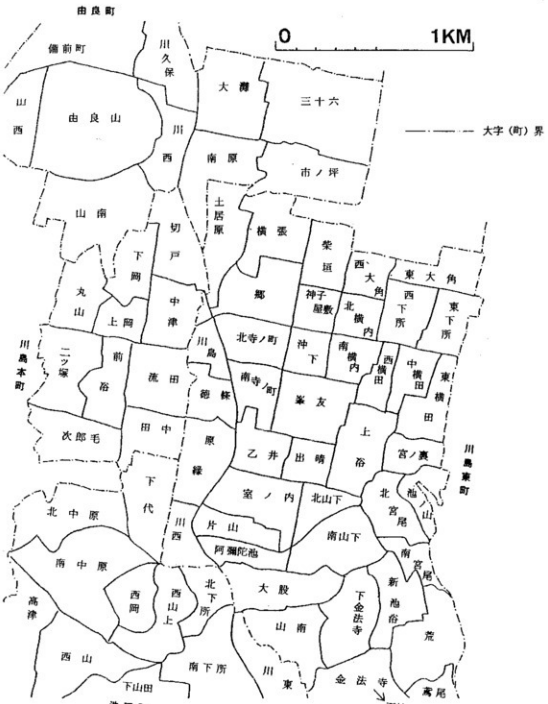

第134図－1　小字（川島校区）

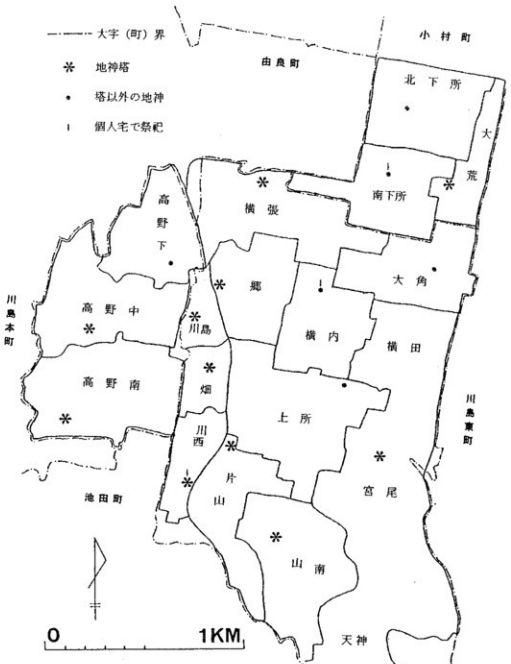

第134図－２　メンバ（川島校区）

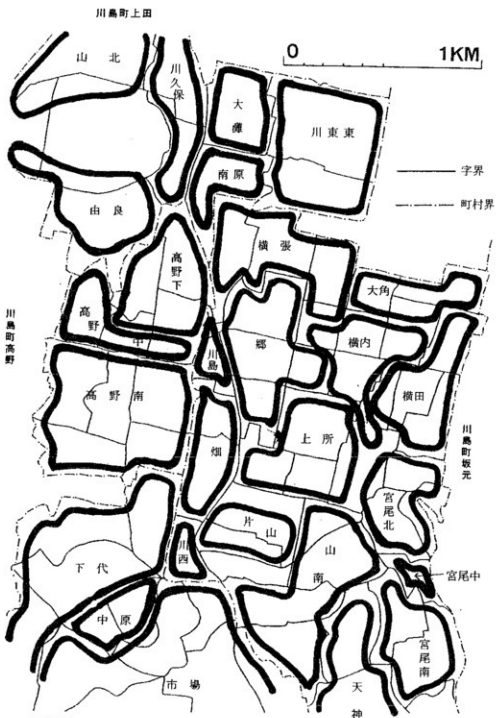

第134図－3　昭和20年頃の集落（川島校区）

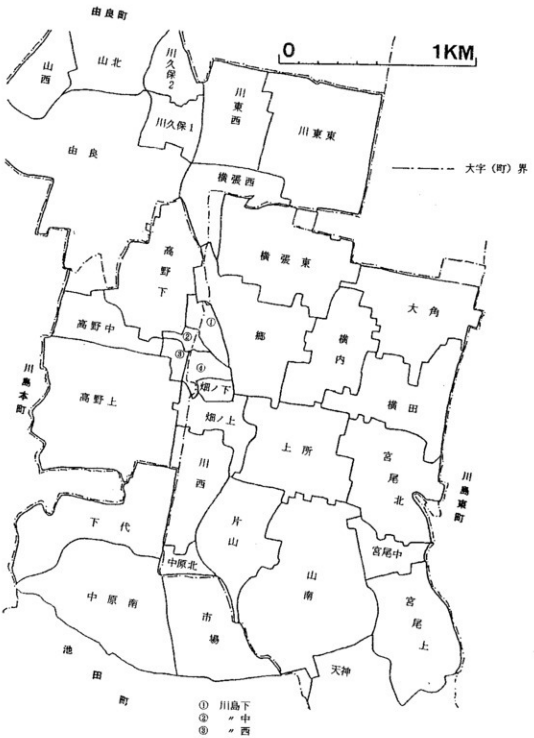

第134図－4　自治会（川島校区）

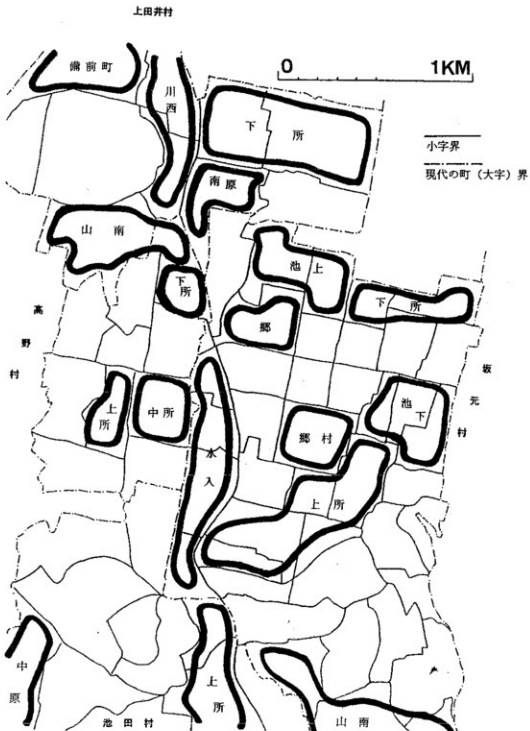

第134図－５　免（坂元村，高野村，上田井村および池田村の一部）

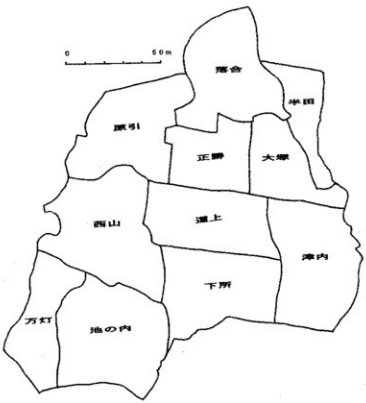

第135図－１　小字（御厩村）

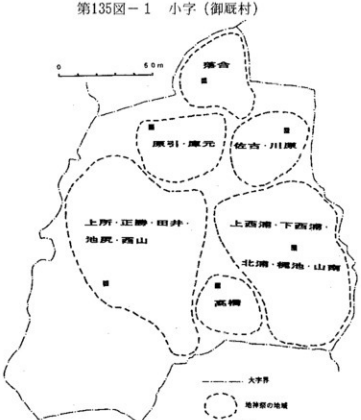

第135図－２　地神祭の範囲（御厩村）

第135図－３　自治会（御厩村）

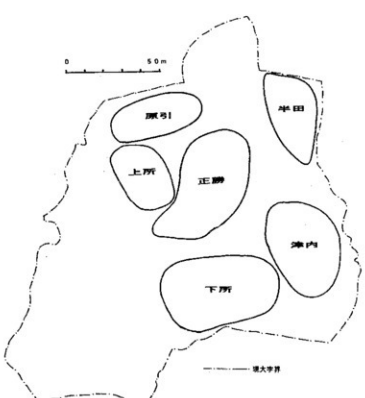

第135図－４　免（御厩村）

属する山田郡の箇所では，村内の各免とそれらに含まれる小地名の対応関係が示される。しかし，香川郡の村々の箇所では，一括して免名一覧と小地名一覧が示されるだけである。免とそれに含まれる小地名の対応関係は分からない。小地名には，現在の，小字，地神祭の地区名，自治会名に引き継ぐものが少なくないが，免の比定には使えない。また，地神祭の領域も，前述のように，現在では旧メンバの連合で行われるため，免の比定には利用できない。したがって『免名録』に記載された免名だけで復原せざるをえない。

上所免は，「上所正勝」自治会と関連する。下所免は，小字「下所」である。津内は，小字「津内」に対応し，ちょうど小丘陵の津内山周辺と一致する。原引免は，小字，地神祭の領域，自治会ともに「原引」がある。正勝免は，小字「正勝」に対応し，「上所正勝」自治会とも重なる。半田免は，小字，自治会ともに「半田」として残る。東御幷免，御笠免は遺称がなく不明である。畑方免も，畑地だった場所と邪推すれば，小字と自治会の「西山」付近とも考えられるが，ここでは不明としておく。以上の結果，近世後期の免の分布は，第135図－４のように復原できる。

4 ムラ空間の変容過程

前章で，高松平野の東部，南部，西部における，近世末期から現在までの，ムラの空間構成を考察した。ここでは，３地域ごとの空間構成の変容過程を考えてみたい。前章で提示した領域図を，近世から現在まで時間軸で並べると，「近世末期の免」図→「地神祭の領域（メンバ）」図→「自治会」図の順になる。「小字」図は近世以前としか，時代が特定できず，また，他の地図が地縁的組織の領域図であるのに対し，「小字」図は性格が異なる。そこで，「小字」図は参考とする。

a 高松平野東部（前田西・東町）

［a－１］前田西町

領域図を時代順に並べると，第132図－４，第132図－２，第132図－３の順となる。この大字の東北は山なので，住民は少ない。したがって，地縁的組織の領域として，近世の滝本免，西ラ谷・東ラ谷の２つのメンバ，西ラ谷・東ラ谷の２つの自治会のように，１領域の面積が大きいのは納得できる。それに対し，中心的集落(本村)である内間免は，人口増加に伴い，穂村・中塚メンバに分かれ，やがて穂村・中塚自治会等と変容する。また，新川と吉田川に挟まれた低地である中川原免は開発に伴い，いくつかの領域（自治会）に分割される。低地の開発にもかかわらず，中川原免が，中川メンバにそのまま継承され，分割されないのは，この場所が主要道沿いで，非農家だけが増加したためと推測される。

［a－２］前田東町

領域図を時代順に並べると，第133図－５，第133図－２，第133図－３の順となる。この大字の東北部は山なので，住民は少ない。したがって，東畑免，東畑の２つのメンバ，東畑西，東畑上の２つの自治会のように，１領域の面積が大きいのは，納得できる。それ以外の地域は，時代を下がるに従い，領域が細分化される。特に西南部は，主要道沿いであり，琴平電鉄長尾線の開通以降，急速に人口増加した。下所中・下所東・砂後という３つのメンバが成立したにもかかわらず，現在は３つのメンバが協力して地神祭をするのは，戦後，非農家が増えたためと推測される。前田東町の中央を東西に貫く，最近のバイパス開通で，自治会がさらに分割，増加することが予想される反面，メンバは減少，消滅する可能性もある。

b　高松平野南部（川島校区）

南端以外はほぼ平地が広がるこの地区の変容過程については，すでに本総合調査第２期の『概報Ⅰ』で言及したが［註15］，再び簡単に触れたい。領域図を時代順に並べると，第134図－５，第134図－２，第134図－３，第134図－４の順となる。メンバ（第134図－２）と昭和20年頃の集落（第134図－３）の前後関係は判断が難しいが，とりあえず，この順とする。理由は，聞き取りの限り，現在のメンバは戦前からあまり変わらないからである。また，両図の各領域がほぼ一致するので，両者の前後関係はさほど問題にならない。以上の４領域図を比較すると，変容過程には，３つのタイプがあると考えられる。ひとつは，領域が細分化する場合である。細分化する場所は，春日川沿いの南北と東西の主要道（東西は南海道）が交差する川島橋付近である。現在，人口の集中する中心市街地だが，立地から判断して程度の差こそあれ，近世も同様にこの付近の中心地だったのだろう。この付近では，メンバや昭和20年頃の集落でも，１領域が小さい。ふたつには，ほぼ同じ領域を維持する場合である。主要道から外れた純農村地域である。３つには，領域が移動したり，新たに領域が成立する場合である。これは個別の事情があると考えられ，例外的な場所である。

c　高松平野西部（御幸町）

領域図を時代順に並べると，第135図－４，第135図－２，第135図－３の順となる。全体的に領域が，やや細分化している。特に，津内山付近（小字「津内」）で，他の場所に比べ，細分化している。この場所は，御幸地区の中心地である。明治末期から，御幸焼という陶器生産が盛んな場所である［註16］。現在，この付近で自治会の領域の面積が比較的小さいのも，近代後半から戦後頃まで，この地場産業による人口集中があったことと無関係ではない。また，この付近で主要道が交差し，人口が集中したことも，領域が小さくなった要因だろう。だが，この大字では，複数のメンバが地神祭を共同で行う場合が多く，また，近世末期の免が十分に復原できないこともあり，領域の変容過程はあまり分からない。

5 高松平野におけるムラの空間構成

第３・４章において，高松平野３地区の空間構成とその変容過程を考えた。最後に，３地区相互の比較をしたい。

まず，近世末期の免に関しては，その領域が山や傾斜地に比べ，平野部で小さいことが指摘できる。免が貢租の地域単位であり，耕作地が広がる場所に免が多いのである。

次に，メンバに関しては，山田郡に属する２地区では個別に地神祭を行っているのに対し，香川郡御厩町では複数のメンバが連合して地神祭を行っている。ただし，本報告書第４章第２節で検討した檀紙町では，必ずしも複数のメンバが連合して地神祭を行っているわけでもないので，香川郡や香東川西岸の特徴とは言えない。

さらに，自治会に関しては，その領域が，各大字の中心地や河川の流域で比較的，細分化されることが共通に指摘できる。中心地では人口の増加，河川流域では低地の開発が進んだためと思われる。

以上のように，高松平野のムラの空間構成の特徴は共通する部分が多い。地域ごとの違いは，あまりないように思われる。これは，近世以来の，高松平野の一円支配が均等になされた証左なのかもしれない。

今後の課題としては，次の点が指摘できる。高松平野の３地域でより詳細な調査を行い，３地域のさらなる共通点だけでなく，わずかでも相違点を発見することである。上の第２点，メンバの連合は，

興味深い現象である。また，本報告では，免やメンバ，自治会という比較的，大きな領域を扱ったが，メンバの下位組織である同行，自治会の下位組織である班など，小さな地縁的組織とその領域を検討することも，ムラの理解には欠かせない。水利組織や各種の講組織，獅子組など地縁的組織との比較も重要である。

いずれにせよ，高松平野は，日本の代表的な散村地域であり，今後も研究対象として非常に価値ある地域と考えられる。また，その変容，変貌も注目に値するのである。

［謝辞］この総合調査第１期，第２期を通じ，高松市歴史資料館の藤井雄三さん，山本英之さんには，たいへんお世話になりました。心よりお礼申し上げます。

［註］

［１］高松市教育委員会編『讃岐国弘福寺領の調査：弘福寺領讃岐国山田郡田図調査報告書』同委員会，1992年。

［２］たとえば，植村正治「近世前期讃岐農村における農民世帯構成とその変化」香川の歴史８，1987年，１～13頁，岡俊二「丸亀藩の春免について」香川史学16，1987年，13～30頁，など。

［３］たとえば，高松市図書館編『高松の民俗（市民文庫シリーズ18）』同図書館，1995年。この中で，川崎正視は飯田町定木の村落構造を具体的に模式図にするが，その説明がほとんどなく，残念である（196～197頁）。

［４］石原潤「集落形態と村落共同体：特に讃岐の事例を中心に」人文地理17-1，1965年，38～63頁。

［５］筆者は，「比定地区」のムラの空間構成について，不十分ながら言及した。内田忠賢「太田地区周辺の民俗的調査：ムラの伝統的空間構成を中心に」（前掲註１，439～490頁）。

［６］中原耕男「讃岐の地神祭り」瀬戸内海歴史民俗資料館年報４，1979年。

［７］たとえば，細川敏太郎『讃岐民俗誌』三秀社，1972年，20～24頁，丸亀市文化財研究会編『丸亀市民俗誌』同研究会，1985年，57～61頁，木村皓一『讃岐農村経済の解剖』四国教育出版，1933年，199頁，など。

［８］『角川地名大辞典：香川県』（角川書店，1980年）所収史料の「小字一覧」による（1116～1121頁）。

［９］内田忠賢「ムラの空間構成（３）：高松平野新川・吉田川中流域の民俗的ランドマーク調査」（高松市教育委員会編『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡 発掘調査概報告Ⅲ（高松市埋蔵文化財調査報告35）』61～73頁）。

［10］『前田郷土誌』所収史料による（前田郷土誌編集協議会編『前田郷土誌』同協議会，1989年）。

［11］内田忠賢「ムラの空間構成の変容：高松市川島校区を事例に」（高松市教育委員会編『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡 発掘調査概報告Ⅰ（高松市埋蔵文化財調査報告32）』66～79頁）。

［12］川島郷土誌編集委員会編『川島郷土誌』川島校区地域おこし事業推進委員会，1995年，544～545頁。

［13］檀紙村誌研究会・檀紙村誌編集委員会編『檀紙村誌』同委員会，1986年。325～326頁。なお，『檀紙村誌』には，獅子組など昭和11年の「神社奉納調」の内容が大まかに地図化されているが，詳細についての説明がなく，残念ながら利用できなかった。

［14］内田忠賢「ムラの空間構成（２）：高松平野香東川西岸地区の民俗的ランドマーク調査を中心に」（高松市教育委員会編『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡 発掘調査概報告Ⅱ（高松市埋蔵文化財調査報告33）』29～37頁）。

［15］前掲註11。

［16］前掲註13，213～228頁。

第５章　自然科学から見た高松平野

第１節　弘福寺領山田郡田図比定地周辺の遺跡の立地環境 II

外山秀一

はじめに

わが国最古の荘園図とされる弘福寺領山田郡田図には，方格線や土地利用の状況などが記載されている。また，それは南北二つの地域に分かれており，それぞれ北地区と南地区とされている[1]。昭和62年度以降２期にわたり弘福寺領山田郡田図の調査事業が実施され，田図の比定とそれに伴う発掘調査や人文・自然の各分野から研究が進められてきた。

第１次調査において，筆者は北地区比定地の地形・地質調査による地形分析ならびに花粉分析，プラント・オパール分析を実施し，それらの結果を踏まえて高松平野の植生環境の変遷や稲作の諸問題，土地条件の変化，土地利用などについて検討した[2]。それらは以下に要約される。

まず，花粉分析の結果，晩氷期～後氷期の植生環境と気候の変化を明らかにした。すなわち，亜寒帯針葉樹林と冷温帯落葉広葉樹林の混交林から落葉広葉樹林を主体とする林相に変わり，縄文時代前期以降には暖温帯の常緑広葉樹林が拡大する。また，比較的新しい時期にはそれらとともに二葉マツ類が優占するという植生の変遷がみられた。その間，冷涼から冷涼・温暖，そして温暖という気候の変化をしていることも明らかになった。

次に，プラント・オパール分析の結果，弥生時代前期の水田層が確認されるとともに，不定形の小区画水田が発掘された。こうした水田址の発掘その他の成果に基づいて，瀬戸内沿岸から大阪湾岸地域におけるイネ資料を整理し，高松平野の稲作開始期の問題を検討した。そして，日本各地の状況と同様に高松平野においても水稲作の開始期が従来よりも一時期ないしは二時期遡る可能性を示唆した。

さらに，弥生時代以降の土地条件の変化を明らかにし，それと地形環境の変化との対応関係を指摘した。また，第VI層の上面が長期にわたり安定した地表面であったことが判明し，田図に描かれた景観がかかる層準に対応することを確認した。そして，古墳時代後期末～中世初頭およびその前後の同一地表面における土地利用の違いとその変化を明らかにした[3]。

ところで，高松平野の西端を北流する香東川は，古来現在の流路を維持しつつ瀬戸内海に注いでいたわけではない。空中写真や地形図等の判読によると，無数の旧流路と微高地が確認され，旧香東川の沖積作用が旺盛であったことを物語っている。市域においても，南西から北東方向にかけて放射状にのびる旧河道とそれに伴う自然堤防状や中州状の微高地が点在し，幾度となく氾濫を繰り返した痕跡がみてとれる。

市域ではこれまでに100あまりの遺跡が確認されており[4]，とりわけ弥生時代以降の集落の消長や時期的変遷が明らかにされている。住居跡は旧河道沿いの微高地上に集中してみられ，また水田址は主に旧河道や微高地縁辺で確認されている。こうした集落跡の分布は旧香東川の河道変遷に伴う微地形の変化とそこでの人々の生活を探るうえで注目される。

その一方で，平野では圃場整備や住宅地化による土地の改変が郊外にまで及んでおり，地表面の微起伏の状態から遺跡の立地と環境を検討することは徐々に難かしくなっている。南地区比定地においても，土地の改変や旧高松空港の建設とその後の跡地利用などによって条里景観をとどめる地域は限られてきている。

平成６年度からの第２次調査では，条里プランの基準となった山田・香川郡界線や南海道の推定地の調査が実施された。また，田図の南地区比定地においては，発掘調査とともに各分野の研究が進められてきた[5]。

これに伴って，筆者は平成７年度と９年度の調査区で新たに地形分析ならびにプラント・オパール分析を実施した。前者を第１地点，後者を第２地点とする（第136図）[6]。

ここでは，２地点の地形分析ならびにプラント・オパール定量分析[7]の結果に基づきながら，土地条件の変化や土地利用などについて検討することにしたい。

第136図　田図南地区比定地（●試料採取地点）（金田1998に加筆）

Ⅰ．地層の堆積状況と試料の採取

１）第１地点（第137図・第40表）

第１地点は南地区比定地の東部にあたる。ここでは，ほぼ東西方向に総延長105ｍに及ぶ第１～第５の各トレンチが設定され，このうち第２トレンチで試料を採取した。試料採取地点の地表面下48～170㎝までの地層は11層に分けられる。なお，発掘調査区のトレンチ断面の地層との対比は第40表のとおりである。

全般的にはシルト質細砂から砂質シルトの細粒物質で構成され，下位の９ａ～11ａ層では有機質のいわゆる黒ボク層となっている。トレンチ断面では４ａ層において畦畔が確認され水田層と推定されているが，出土遺物がないためにその時期については不明である[8]。プラント・オパール分析用の試料は，３ａ層と６ａ～11ａ層より各２試料ずつ，その他は各１試料の計17を採取した。

1	黄灰色シルト質極細砂	Hue2.5Y5/1	13	黄褐色シルト質極細砂	Hue2.5Y5/3
2	〃	〃 6/1	14	にぶい黄褐色細砂	Hue10YR5/4
3	黄褐色粗砂レキ	〃 6/3	15	黄褐色粗砂レキ	Hue2.5Y5/3
4	灰黄色粗砂レキ	〃 6/2	16	暗灰黄色砂レキ	〃 5/2
5	オリーブ褐色粗砂	〃 4/4	17	にぶい黄褐色シルト質極細砂	Hue10YR5/3
6	オリーブ褐色粗砂レキ	〃 4/3	18	灰黄褐色シルト質極細砂	〃 5/2
7	灰黄色砂レキ	〃 6/2	18'	灰黄褐色シルト質極細砂	〃 5/2
7'	灰黄色砂レキ	〃 5/2	19	暗オリーブシルト質極細砂	Hue5Y 4/2
8	暗オリーブ褐色砂レキ	〃 3/3	19'	黒褐色極細砂質シルト（レキ混り）	Hue10YR2/2
9	オリーブ褐色シルト質極細砂	〃 4/3	20	黒褐色極細砂質シルト	〃 3/2
10	暗灰色シルト質極細砂	〃 4/2	21	オリーブ黒粘質中砂	Hue5Y 3/2
10'	暗灰色シルト質極細砂	〃 4/2	22	黄褐色シルト質極細砂（客土層）	Hue2.5Y5/3
11	黄褐色シルト質極細砂	〃 5/3	23	灰オリーブシルト質極細砂	Hue5Y 5/2
12	オリーブ褐色シルト質極細砂	〃 4/6	24	オリーブ褐色シルト質極細砂	Hue2.5Y4/3

第137図　第１地点地層断面図（▼試料採取地点）（高松市教育委員会1996に加筆）

第１地点	第２地点
10層 － 3ａ層	1層 －1ａ層
18層 － 4ａ層	2層 －2ａ層
19層 － 5ａ層	－3ａ層
24層 － 6ａ層	3層 －3ｂ層
20層 － 7ａ層	4層 －4ａ層
20'層 － 8ａ層	5層 －5ａ層
9ａ層	6層 －6ａ層
10ａ層	7層 －7ａ層
11ａ層	－8ａ層
11ｂ層	－8ａ'層
12ｂ層	－9ａ層
	9層 －9ａ'層
	－10ａ層
	－11ａ層

第40表　地層の対比

2）第２地点（第138図・第40表）

第２地点は南地区比定地の北部にあたる。調査区ではＬ字状に第１～第５トレンチが設定され，分析用の試料の採取は第１トレンチのほぼ中央部でおこなった。試料採取地点の地層の堆積状況は，おおむね上部の細砂層と中部のシルト質細砂層，下部の砂質シルト層からなり，９ａ～11ａ層は有機質の黒ボク層である。

なお，８ａ層より下位の層準において旧河道状の凹地が検出され，そこからは弥生時代の土器片が出土している。また，７ａ層は第１～第５トレンチまでの全域にわたって分布し，遺物の包含は希薄ではあるが須恵器杯蓋片や土師器細片，弥生土器細片などが出土しており，８世紀にもっとも近い層準と考えられている。さらに，２ａ～５ａ層は近世以降の耕土層である[9]。なお，全層が土壌化しており，試料は各層の上部より１試料ずつの計14を採取した。

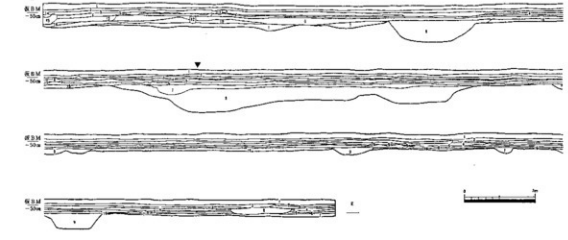

第138図　第２地点地層断面図（▼試料採取地点）（高松市教育委員会1998に加筆）

Ⅱ．結果

1）第１地点（第139図）

プラント・オパールの層位的産状に基づいて区分された群集帯（ＰＯ帯）はａ～ｃ帯で，ａ帯は検出総数の違いによりａ$_1$帯とａ$_2$帯に，ｃ帯はイネの検出数の違いによりｃ$_1$～ｃ$_3$帯に細分される。なお，３ａ層と６ａ～10ａ層層準にみられるように，同一地層におけるプラント・オパールの出現傾向をみると，各層の上部で検出総数や量が増加する傾向にある。また，全般的にネザサ節型に代表されるタケ亜科の僅かな増減に特徴づけられる。

ａ$_1$帯の試料17ではタケ亜科が，ａ$_2$帯の試料16ではイネが僅かながら検出される。ｂ帯(試料15)ではヨシ属の一時的な増加がみられる。また，ｃ$_1$帯(試料13･14)ではタケ亜科が増減し，ｃ$_2$帯(試料９～12)ではイネの僅かな増加がみられる。ｃ$_3$帯(試料１～８)になるとイネがさらに増加し，検出総数も安定した出現傾向を示す。

2）第２地点（第140図）

プラント・オパール群集帯はａ～ｃ帯に区分され，ｂ帯はさらにｂ$_1$帯とｂ$_2$帯に細分される。第１地点にくらべて全般的に検出数や量は多く，タケ亜科やウシクサ族の安定した出現傾向に特徴づけられる。

ａ帯（試料13・14）ではタケ亜科やウシクサ族が安定して検出され，検出総数も比較的多い。ｂ$_1$帯(試料10～12)になるとイネが検出され，ｂ$_2$帯（試料５～９）ではイネとともに検出総数が増加傾向を示す。さらに，ｃ帯(試料１～４)になるとイネが増加する一方で，タケ亜科をはじめとして検出総数は僅かに減少する。

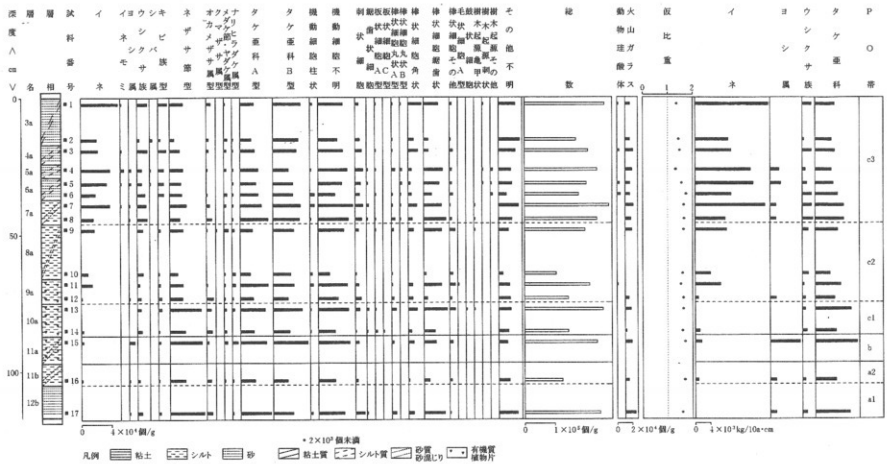

第139図　プラント・オパール分析結果（第１地点）

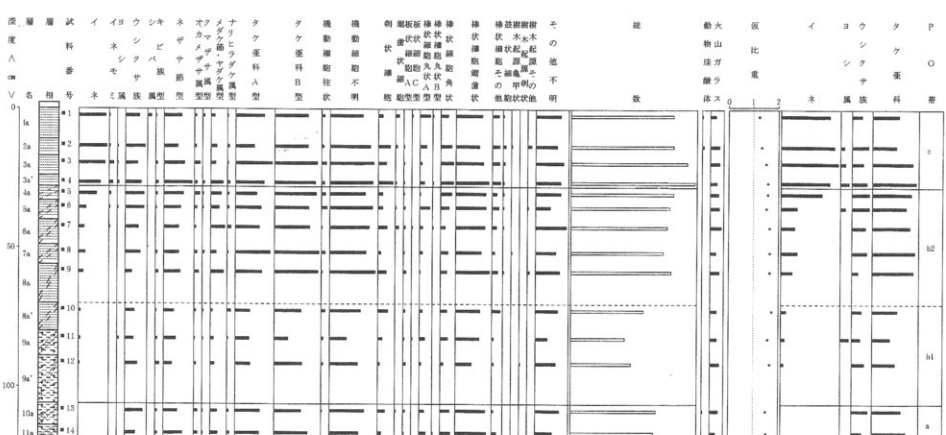

第140図　プラント・オパール分析結果（第2地点）

深さcm	層名	層相	試料	PO帯	プラント・オパールの出現傾向	土地条件・土地利用	地形環境
50 63	3a	暗灰色シルト混じり細砂	① ②				後背低地
65 67	4a	茶灰色シルト質細砂	③		タケ亜科の僅かな増減	やや比較的安定 稲の栽培	
72 74	5a	暗茶灰色シルト質細砂	④	c₃	イネの僅かな増加		
77 79	6a	茶灰色シルト質細砂	⑤ ⑥				
83 85	7a	暗褐灰色砂質シルト	⑦ ⑧				
87 96							
112 114	8a	暗褐灰色砂質シルト	⑨ ⑩	c₂	イネの僅かな増加		旧河道の堆積
116 121	9a	黒褐色シルト	⑪ ⑫				
123 125							
133 135	10a	黒褐色シルト	⑬ ⑭	c₁			
137 139	11a	黒褐色砂質シルト	⑮	b	ヨシ属の一時的な増加		
147 153	11b	黒褐色砂質シルト	⑯	a₂	イネの検出		
161 163	12b	暗灰色細砂	⑰	a₁			

第41表　試料採取地点の環境の変化（第１地点）

深さcm	層名	層相	試料	PO帯	プラント・オパールの出現傾向	土地条件・土地利用	地形環境
3 11	1a	暗灰色細砂	①				後背低地
13 17	2a	暗茶灰色細砂	②	c	イネの増加 検出総数の減少	やや比較的安定 稲の栽培	
19 24	3a	茶灰色細砂	③				
26 28	3a'	茶灰色細砂	④		タケ亜科・ウシクサ族の安定した出現傾向		
30 33	4a	褐茶灰色シルト質細砂	⑤	b₂	イネ・検出総数の増加傾向		
35 40	5a	茶灰色シルト質細砂	⑥				
42 49	6a	褐黄灰色シルト質細砂	⑦				
51 56	7a	褐灰色シルト質細砂	⑧				
59 70	8a	褐灰色シルト質細砂	⑨				旧河道状の凹地の堆積
72 80	8a'	褐灰色シルト質細砂	⑩				
82 89	9a	黒褐色砂質シルト	⑪	b₁	イネの検出		
91 106	9a'	黒褐色砂質シルト	⑫				
108 114	10a	黒褐色砂質シルト	⑬	a			
116	11a	黒褐色砂質シルト	⑭				

第42表　試料採取地点の環境の変化（第２地点）

Ⅲ．考察

1）土地条件の変化と土地利用

まず，第1地点の地形分析とプラント・オパール分析の結果は，旧河道が埋積を受けてその後後背低地となって行く過程を示している。プラント・オパールの検出総数と量は全般的に各層の上部すなわち土壌化の進んだ層準において増加しており，各層の堆積後はやや安定した土地条件になったとみられる。また，旧河道を埋積する9ａ～11ａ層は黒ボク層で，河道内はタケ亜科やウシクサ族に代表されるような比較的高燥な土地条件のもとに生育する植物によって充填されている。なお，11ａ層上面の試料15でヨシ属の一時的な増加をみており，ヨシ類の生育を促すやや低湿な環境が一時的に存在したことも推定される（第41表）。

第2地点においても，第1地点と同様の土地条件の変化と土地利用がみられる。凹地を充填する地層のなかでも，9ａ層～11ａ層は黒ボク層となっている。凹地内は埋積を受けはじめた当初から比較的高燥な土地条件であり，さらには埋積の過程においても周辺の微高地の影響を受けていたとみられる。そしてその後，後背低地となって稲の本格的な栽培を促す環境に変わっていった（第42表）。

以上のように，両地点における地形分析とプラント・オパールの分析結果は，ほぼ同様の環境の変化を示している。旧河道あるいは旧河道状の凹地は埋積されて後背低地となるが，これらの埋積過程でイネが検出されることから，比較的高燥な土地条件において稲が栽培されたとみられる。そして，両地点はその後後背低地に変わり，やや安定した土地条件のもとで米の収量の増大がはかられる。

ところで，田畠の地力回復と土地生産性を高めるためにイネ科草本類が肥料として利用されることがあり，分析結果に示されるイネの機動細胞プラント・オパールの検出量の増加が米の生産量の増大に必ずしも結びつくものではない。しかしながら，古代においては株刈りによる稲の収穫であることを踏まえ，しかもイネの検出量をそのまま肥料として利用された稲藁の残存量とみなしたとしても，旧河道や凹地にくらべてイネの検出量は多く，したがって両地点が後背低地になってからの米の生産は増加したとみられる。

なお，こうした旧河道や凹地，後背低地での稲作は，そこで生成された植物の腐食層や洪水の度に供給された地層，微高地を侵食して再堆積した地層などを利用して営まれたとみられる。これは，両地点でイネが増加する一方で，タケ亜科やウシクサ族のプラント・オパールが安定して検出されることとも矛盾しない。

また，両地点からは火山ガラスの検出もみられる。高松平野では井手東Ⅰ遺跡[10]の地表面下75～100cmの層準でアカホヤ火山灰が，また中間西井坪遺跡[11]や木太本村Ⅱ遺跡[12]ではＡＴ火山灰が検出されている。このように，平野の扇状地を構成する地層中には火山灰が挟在しており，両地点で検出された火山ガラスは侵食された火山灰層が洪水等によってより上流域から運ばれて再堆積したものとみられる。

ところで，前述のように南地区比定地の旧河道や凹地は黒褐色のシルトや砂質シルトの黒ボク層によって充填されている。これに対し，北地区比定地の谷底や溝状遺構を埋積する地層は褐灰色から黒色のシルト質細砂やシルト層であり[13]，両地点間に違いがみられる。これは，両者の標高や扇状地面における扇央部と扇端部の違い，微地形の形成過程や地下水位などの違いとも密接に関わっているとみられる。

2）高松平野の稲作の開始

第1次の北地区比定地の調査において，弥生時代前期と後期の不定形小区画水田が検出された[14]。これが高松平野における稲作遺構検出のさきがけとなり，その後高松市教育委員会や香川県埋蔵文化財調査センターの調査により，弥生時代前期以降の水田址の相次ぐ発掘をみることになる。さこ・長池[15]，さこ・長池Ⅱ[16]，上西原[17]，弘福寺領田図北地区比定地[18]（弥生前期），西ハゼ土居[19]，弘福寺領田図北地区比定地[20]（弥生後期），さこ・松ノ木[21]（古墳後期），空港跡地[22]（古墳後期～古代），天満宮西[23]，香西南西打[24]（古代），さこ・長池[25]，蛙股[26]，境目下西原[27]，兀塚[28]，鬼無藤井[29]（古代～中世），松縄下所[30]，さこ・松ノ木[31]，上西原[32]（中世），東山崎水田[33]（中近世）などの各遺跡がそれである。

時　期	水田址 *1	翡翠土器 *2	炭化米・籾殻・籾痕 *3（土器包含層）	イネの花粉化石*4（土器包含層）	イネのプラント・オパール（土器包含層）*5	（土器除土）
縄文前期					岡山－姫笹鼻	
縄文中期					岡山－長崎手	岡山－姫笹原、矢部福田
縄文後期		岡山－前畑手、福田				岡山－前畑手 津島岡大構内
縄文後・晩期				岡山－上東 ↓		
縄文晩期前半		大分－大石	大分－恩良原、大石?			
縄文晩期後半	岡山－津島江道	愛媛－大開 広島－帝釈峡名越 岡山－岡大構内 兵庫－神、今宿丁田口酒井	兵庫－口酒井、玉津田中	愛媛－大開	香川－居石 兵庫－大開	
弥生前期前葉	岡山－津島	兵庫－大開	香川－下川津 兵庫－大開			
弥生前期中葉	兵庫－玉津田中		山口－辻		兵庫－武町	
弥生前期後葉	香川－川津下福、さこ・辰池 さこ・辰池Ⅱ、上西原 弘前寺領田民北地区比定地 山口－美行楽里 岡山－津島江道、百間川沢田? 百間川原尾島? 岡大津島地区 兵庫－本庄町、武町、美乃利、雨流	岡山－門田 山口－鍛冶木崎 兵庫－上ノ島	徳島－庄 山口－無田、下東、宮原 惣の足、鍛冶木崎 兵庫－本庄町、上ノ島			

*1　弥生前期の水田址のうち、前半のものは前葉に、後半ならびに前期と記載されているものは後葉とした。

*2　翡翠土器のうち、弥生前期前半のものは前葉、後半のものは後葉とした。
　なお、時期の詳細については不明であるが、縄文晩期と弥生前期の翡翠土器が出土した遺跡として、以下のものがあげられる。
　縄文晩期　大分－大舞町
　弥生前期　香川－三井　　山口－岩田　　広島－亀山、西山、大宮、横路　　兵庫－上ノ島、吉田、玉津田中

*3　時期の詳細は不明であるが、縄文晩期と弥生前期の土器包含層や貯蔵穴から炭化米・籾殻、籾痕が出土した遺跡その他として、以下のものがあげられる。
　縄文晩期　大分－前町、真恵　　
　弥生前期　香川－行末　　広島－宮脇、　岡山－津島　　兵庫－吉田、玉津田中

*4　イネ花粉がその他のイネ科花粉との比率で30％を越える遺跡についてのみ掲載した。
　また、イネの花粉が微細して検出されるものについては（）で示し、その上限のみを示した。

*5　時期の詳細は不明であるが、弥生前期の土器包含層からイネのプラント・オパールが検出された遺跡として、以下のものがあげられる。
　弥生前期　香川－一の谷

第43表　瀬戸内沿岸地域におけるイネ資料と水田址の出土状況

なお，林・坊城遺跡では旧河道から縄文時代晩期後半の土器とともに諸手鍬をはじめとする木製農耕具の出土をみている[34]。また，さこ・長池遺跡では，旧河道内の縄文時代晩期～弥生時代前期初頭の層準からスプーン状の木製品が出土している[35]。さらに居石遺跡では，同じく旧河道の埋積過程において，縄文時代晩期中頃の層準からイネのプラント・オパールが検出されている[36]。このように，旧河道の埋積過程における稲作関連の遺物の検出は水稲作の開始当初の状況を示しており，同様の傾向は日本各地においてもみられる[37]。

また，第43表に示されるように，瀬戸内沿岸地域におけるイネ資料と水田址の検出例は近年増加してきた。とりわけ縄文時代の稲作の痕跡は，後・晩期から中期さらには前期にまで遡ろうとしている。しかしながら，それらの全てが岡山に限られるという地域的な特異性を示している。なお，これまでのところ，当地域における水稲作の確実な資料は縄文時代晩期後半になってからである。

3）田図の比定との関わり

次に，南地区比定地ならびに周辺地域で検出された旧河道や旧河道状の凹地の形成と埋積の時期をみることにしたい。南地区比定地の凹地は弥生時代前期以降に形成されており，その後後期以降に埋積を受けている[38]。同じく比定地内の８条10里８坪の東境界付近では，南北方向の旧河道状の遺構が確認されている。埋積層は高燥な土地条件下で腐食土層が堆積をするような地層で，７世紀末～８世紀の土器片を含んでいる[39]。また，一角遺跡では南西から北東方向の旧河道が検出され，河床からは弥生時代後期の土器が出土している[40]。さらに，宮西・一角遺跡でも弥生時代後期頃の旧河道と６世紀末～８世紀頃の旧河道状の凹地が検出され，後者は砂混じりシルト状の堆積[41]で黒ボク層となっている。そして，空港跡地遺跡では弥生時代前期の旧河道がその後埋積を受け，そこでは古墳時代後期～平安時代の遺物を包含する[42]。なお，北地区比定地においても，浅谷や溝状遺構の埋積は弥生時代後期～古墳時代を中心にみられる傾向にある[43]。

南地区比定地周辺でみられるこうした地形環境の変化は，西日本各地においても同様の傾向を示す。すなわち，弥生時代前期末～中期前半に形成された起伏[44]は古代までに埋積されて比較的平坦となり，安定した土地条件のもとに条里プランは完成されたとみられる[45]。高松平野の扇状地面においては，弥生時代前期末までに小規模な旧河道や凹地が形成されていた。その後，河道の変遷に伴う扇状地面の段丘化により地下水位が低下することで比較的高燥な土地条件となり，南地区比定地周辺の河道や凹地は黒ボク層によって埋積されていった。

こうした黒ボク層は保水性に富むことから，稲の栽培は十分可能である。黒ボク層を利用した稲の栽培は，たとえば砺波平野の庄川扇状地においてもみられる。８世紀後半とされる東大寺領荘園の開田図の比定地では，黒土層からススキに代表されるウシクサ族やイネが検出されている[46]。ススキをはじめとする酸性に強いイネ科植物は，土に有機物をたくわえる働きをしている。こうした植物の分解によって表土がつくられ，有機物が蓄積されて土を肥やすことになる[47]。

ところで，田図の比定によると，第１地点は山田郡８条10里９坪にあたり，第２地点は山田郡８条10里18坪に相当する。田図からは，それぞれ「津田百五十束代上」「直米三石」「今墾□」と「時除百五十□未給」「□五十束代」の記載が読みとれ，当時田として利用されていたことがわかる。

第１地点でみられる旧河道が南部の空港跡地遺跡で検出されたそれに連続するものであれば，その時期は弥生時代前期にあたる。また，旧河道の埋没後には水田が営まれており，そこでは古墳時代後期～平安時代の土器と畦畔が出土している[48]。第１地点では出土遺物がないために，田図に示された時期の状況を復原するまでにはいたっていないが，旧河道の埋積後の地層は８ａ層であり同層準では

イネが増加する。第２地点では，７ａ層がそれにあたり時期的には８世紀に近いことから，かかる層準が田図の記載にもっとも近い状況を示していることになる。

すなわち，黒ボク層あるいは褐灰色のシルト質細砂層による旧河道や凹地の埋積が８世紀頃まで継続し，そしてその後地層は暗褐灰色の砂質シルトや褐灰色のシルト質砂層に変わり，イネの検出量は増加する。田図にみられる「津田」というのはこうした状況を示すものであろうか。この時期が８世紀であるとすると，南地区比定地周辺では比較的平坦な土地において稲が栽培されていたことになる。

おわりに

南地区比定地の２地点の地形分析とプラント・オパール分析の結果，第１地点では旧河道が，また第２地点では旧河道の凹地が埋積されて後背低地となり，その過程において稲作が営まれている状況をみた。また，後背低地においては８世紀に近い時期の状況が明らかになり，田図の記載内容を検討する材料が得られた。北地区比定地にくらべて，当時の様相をより具体的に把握できるようになってきたと言えよう。

第１次と第２次の総合調査を通して，田図比定地のみならず高松平野の古代の諸相が明らかになり，各遺跡が伝える情報量は飛躍的に増大した。今後，田図の比定をより確かなものにし，当時の景観復原や土地利用，土地制度のあり方などを解明するためにも，田図比定地およびその周辺におけるより精緻な調査と研究が望まれる。

註

1）高松市教育委員会(1992)『讃岐国弘福寺領の調査』弘福寺領讃岐国山田郡田図調査報告書

2）ａ外山秀一(1987)「旧耕地面の認定ならびに古環境の復原に関する調査」高松市教育委員会『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』

ｂ外山秀一(1988)「高松平野における花粉分析ならびにプラント・オパール分析　その１－太田地区周辺試掘調査第13地点－」高松市教育委員会『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅰ』

ｃ外山秀一(1989)「高松平野におけるプラント・オパール分析　その２－昭和63年度第Ⅰ調査区－」高松市教育委員会『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅱ』

ｄ外山秀一(1993)「高松平野におけるプラント・オパール分析　その３－平成元年度調査区－」高松市教育委員会『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅳ』

3）外山秀一（1992)「弘福寺領山田郡田図比定地周辺の遺跡の立地環境」前掲１）

4）前掲１）

5）ａ高松市教育委員会(1996)『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘調査概報Ⅰ』高松市埋蔵文化財調査報告第32集

ｂ高松市教育委員会(1997)『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘調査概報Ⅱ』高松市埋蔵文化財調査報告第33集

ｃ高松市教育委員会(1998)『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘調査概報Ⅲ』高松市埋蔵文化財調査報告第35集

6）金田章裕(1996)「弘福寺領讃岐国山田郡田図南地区の表現と条里プラン」前掲５）ａ

7）定量分析法による試料の処理は，絶対乾燥－重量測定・仮比重測定－ガラス・ビーズの混入－ホモジナイザーによる分散－ストークス法による細粒物質の除去－乾燥の順序でおこない，オイキット液によりプレパラートを作成した。プラント・オパールの分類学的検討は，400倍の偏光顕微鏡下で，主にイネ科の機動細胞プラント

・オパールの形態分類に基づいておこなった。

そして，検出されたガラス・ビーズ(約300個)とプラント・オパールとの比率から，試料1gあたりの各プラント・オパールの個数ならびに総数を求めた。さらに，イネ，ヨシ属，ウシクサ族ならびにタケ亜科の機動細胞プラント・オパールについては，地上部全ての重さ(乾物重)を層厚1cm・面積10aあたりの検出量で示した。

8）前掲5）a

9）山本英之「弘福寺領讃岐国山田郡田図南地区比定地第2地点の調査」前掲4）c

10）a 檀原　徹(1995)「井手東Ⅰ遺跡出土火山灰分析」高松市教育委員会他『井出東Ⅰ遺跡』一般国道11号高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告　第四冊

b 外山秀一(1995)「井手東Ⅰ遺跡におけるプラント・オパール分析」前掲10）a

11）香川県教育委員会他(1991)『四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概報　平成2年度』

12）香川県教育委員会(1992)『香川県埋蔵文化財調査年報　平成9年度』
なお，同遺跡をはじめ，香川県埋蔵文化財調査センターで発掘された各遺跡の遺物や遺構の出土状況の詳細については，同センターの木下晴一氏のご教示を得た。

13）前掲2）c・d

14）前掲1）

15）高松市教育委員会他(1993)『さこ・長池遺跡』一般国道11号高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告　第一冊

16）高松市教育委員会他(1994)『さこ・長池Ⅱ遺跡』一般国道11号高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告　第三冊

17）香川県教育委員会(1996)『香川県埋蔵文化財年報　平成7年度』

18）前掲1）

19）高松市教育委員会(1998)「西ハゼ土居遺跡現地説明会資料」

20）前掲1）

21）高松市教育委員会他(1994)『さこ・松ノ木遺跡』一般国道11号高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告　第二冊

22）(財)香川県埋蔵文化財センター(1992)『空港跡地遺跡発掘調査概報　平成3年度』

23）前掲1）

24）香川県教育委員会(1999)『香川県埋蔵文化財調査年報　平成9年度』

25）前掲15）

26）高松市教育委員会他(1995)『蛭股遺跡』一般国道11号高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告　第六冊

27）高松市教育委員会(1998)『境目・下西原遺跡』太田第2土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書　第1冊

28）香川県教育委員会他(1996)『県道関係埋蔵文化財発掘調査概報　平成7年度』

29）前掲24）

30）香川県教育委員会(1993)『香川県埋蔵文化財年報　平成4年度』

31）前掲21）

32）前掲17）

33）香川県教育委員会(1992)『東山崎・水田遺跡』高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告　第1冊

34）香川県埋蔵文化財研究会(1993)『林・坊城遺跡』高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告　第2冊

35）前掲15）

36) 外山秀一(1995)「居石遺跡におけるプラント・オパール分析」高松市教育委員会・建設省四国地方建設局『居石遺跡』一般国道11号高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告　第七冊
37) 外山秀一(1994)「プラント・オパールからみた稲作農耕の開始と土地条件の変化」第四紀研究　第33巻第５号
38) 前掲９)
39) 山本英之(1996)「弘福寺領山田郡田図比定地南地区周辺の発掘成果と旧地割の検討」前掲５)a
40) 前掲９)
41) 山本英之(1996)「宮西・一角遺跡」前掲５)a
42) 前掲22)
43) 前掲３)
44) 高橋　学(1992)「高松平野の地形環境－弘福寺領山田郡田図比定地付近の微地形環境を中心に－」前掲１)
45) a外山秀一 (1990)「プラント・オパール分析からみた歴史時代の土地条件－香川・林町遺跡（仮称），山梨・宮ノ前遺跡，滋賀・光相寺遺跡・吉地薬師堂遺跡を例に－」条里制研究　第６号
b外山秀一 (1992)「地理学におけるプラント・オパール分析の応用」立命館地理学　４号
c前掲37)
d外山秀一(1997)「弥生時代以降の自然環境の変化と土地の開発」条里制研究　第13号
46) 外山秀一(1997)「プラント・オパールからみた砺波平野の土地利用と黒土層の特性」砺波散村地域研究所研究紀要　第14号
47) 高橋英一(1987)『ケイ酸植物と石灰植物』農山漁村文化協会
48) 前掲22)

付編　古代弘福寺編年史料

石上英一

この史料集成は、概報Ⅰに掲載した「山田郡田図関連史料集成」Ⅰ所収「古代弘福寺編年史料」1を補訂したものである。「古代弘福寺編年史料」1は、延暦一三年（八九四）までを収載したが、今回の史料集成は、「古代弘福寺編年史料」1を再掲し、かつ【追補1　八世紀以前史料】で同時期の補遺史料を附加し、さらに【追補2　九～一〇世紀史料】で、八九五年以降、一一世紀初頭までの編年史料を附加したものである。【追補1】【追補2】は、分量が膨大になるので、綱文と典拠となる史料名のみを掲げ史料本文を掲出しなかった。そのため、〔　〕で示す史料名の掲出方法を、年月日・文書名がわかりやすいように変更した。なお、『延喜式』の弘福寺関係規定は、一部を除いて、省略した。

六五五年（斉明天皇元年）

是冬　飛鳥板蓋宮焼く。故に、斉明天皇、飛鳥川原宮に遷居する。

〔日本書紀〕巻二十六　斉明天皇元年

是冬、災二飛鳥板蓋宮一、故遷二居飛鳥川原宮一、

〔扶桑略記〕巻四　斉明六皇元年

十月、飛鳥板葺宮火災、高麗・百済進レ調、天皇（斉明）、遷二幸飛鳥川原宮一、造二川原寺一、

六七三年（天武天皇二年）

三月　弘福寺において一切経を書写させる。

〔日本書紀〕巻二十九　天武天皇二年三月

是月、聚二書生一、始写二一切経於川原寺一、

是年　弘福寺に封五百戸を給う。

〔新抄格勅符抄〕第十巻抄 ○新訂増補国史大系

一、寺封部

○中略

川原寺　五百戸　（奥四十巻 武蔵百五十戸 常陸百戸 紀伊百戸 上野百五十戸）

○中略

右、自今以、（後脱）宜割府（田）前件封戸、収於別庫、以充毎年安居・国忌及雑斎料（食脱）度（衆脱）、仍三綱寺司、与諸司相対計会出納、不得度作破除輙充他用、

宝亀十一年十二月十日騰勅府（十八〇年）（百）

六八五年（天武天皇十四年）

八月十三日　天武天皇、弘福寺に幸す。

〔日本書紀〕巻二十九 天武天皇十四年八月

丙戌、（十三日）幸于川原寺、施稲於衆僧、

九月二十四日　天武天皇の不豫により、弘福寺等三か寺において誦経する。

〔日本書紀〕巻二十九 天武天皇十四年九月

丁卯、（二十四日）為天皇體不豫之、三日、誦経於大官大寺・川原寺・飛鳥寺、因以稲納三寺、各有差、

六八六年（朱鳥元年）

四月十三日　新羅使を饗するために、弘福寺の伎楽を筑紫に運ぶ。

〔日本書紀〕巻二十九 朱鳥元年四月

壬午、（十三日）為饗新羅客等、運川原寺伎楽於筑紫、仍以皇后宮之私稲五千束、納于川原寺、

○天武天皇十四年十一月己巳（二十七日）に筑紫に来着した新羅使金智祥等を饗するためである。

五月二十四日　天武天皇不豫により、弘福寺において薬師経を説く。

〔日本書紀〕巻二十九 朱鳥元年五月

癸亥、(二十四日)天皇始體不安、因以、於川原寺、説薬師経、安居于宮中、

六月二十九日 百官人を遣して、弘福寺において燃燈供養する。

〔日本書紀〕巻二十九 朱鳥元年六月

丁亥、(十九日)勅之、遣百官人等於川原寺、為燃燈供養、仍大斎之悔過也、

九月四日 親王以下諸臣に逮ぶまで悉く弘福寺に集いて、天武天皇の病のために誓願する。

〔日本書紀〕巻二十九 朱鳥元年九月

辛丑、(四日)親王以下、逮于諸臣、悉集川原寺、為天皇病誓願云々、丙午、(九日)天皇病遂不差、崩于正宮、(伊勢東宮)

十二月十九日 故天武天皇のために、弘福寺等五か寺に無遮大会を設ける。

〔日本書紀〕巻三十 持統天皇元年十二月

乙酉、(十九日)奉為天渟中原瀛真人天皇、設無遮大会於五寺、大官・飛鳥・川原・小墾田・豊浦・坂田、

七〇二年（大宝二年）

十二月二十五日 持統太上天皇崩御(〇十二月二十二日)に依り、斎を弘福寺等四大寺に設ける。

〔続日本紀〕巻二 大宝二年十二月

丁巳、(二十五日)設斎於四大寺、(大安寺・薬師寺・元興寺・弘福寺)

七〇三年（大宝三年）

正月五日 故持統太上天皇のために、斎を弘福寺等四か寺に設ける。

〔続日本紀〕巻三 大宝三年正月

丁卯、（五日）奉二為太上天皇一、設二斎于大安・薬師・元興・弘福四寺一、

二月十一日　故持統太上天皇の七七忌に当り、斎を弘福寺等三十三か寺に設ける。

〔続日本紀〕巻三 大宝三年二月

癸卯、（十一日）是日、当二太上天皇七七一、遣二使四大寺及四天王・山田等卅三寺一、設レ斎焉、

三月十日　弘福寺等四大寺において大般若経を読誦し、一百人を度す。

〔続日本紀〕巻三 大宝三年三月

辛未、（十日）詔於二四大寺一、読二大般若経一、度二一百人一、

七月十三日　弘福寺等四大寺に金光明経を読誦させる。

〔続日本紀〕巻三 大宝三年七月

壬寅、（十三日）令二四大寺読二金光明経一、

○盂蘭盆供養か。

七〇七年（慶雲四年）

六月十六日　文武天皇崩御（○六月十五日）に依り、初七日忌より七七日忌まで斎を弘福寺等四大寺に設ける。

〔続日本紀〕巻三 慶雲四年六月

壬午、（十六日）以二三品志紀親王・正四位下犬上王・正四位上小野朝臣毛野・従五位上佐伯宿禰百足・（国名欠脱）黄文連本実等一、供二奉殯宮事一、挙哀着服、一依二遺詔一行之、自二初七一至二七々一、於二四大寺一設レ斎焉、

七〇九年（和銅二年）

十月二十五日　太政官、弘福寺領の讃岐国山田郡田二十町ほか水陸田を定める。

〔円満寺文書〕○東京大学史料編纂所所蔵影写本

「（弘福寺）（弘福寺領田畠流記）」

「（和銅）（和銅二弘福寺）」

弘福寺 川原

田壹伯伍拾捌町肆段壱伯貳拾壹歩

陸田肆拾玖町漆段参歩

大倭国 広瀬郡大豆村田弐拾町玖段貳拾壱歩
山辺郡石上村田弐拾捌町肆段壱伯肆拾陸歩
葛木下郡成相村田壱町貳段漆拾弐歩
高市郡寺辺田参町参段参拾玖歩
陸田壱拾壱町玖段壱伯弐歩
内郡二見村陸田陸段

河内国 若江郡田壱拾弐町陸段
壱伯肆拾歩

山背国 久勢郡田壹拾町弐伯参拾捌歩
陸田参拾漆町壱段弐伯陸拾壱歩

尾張国 仲嶋郡田壱拾町肆段弐伯捌拾壱歩
尓波郡田壱拾町

近江国 依智郡田壱拾壱町壱段参拾陸歩
伊香郡田壱拾町弐段弐伯弐拾捌歩

美濃国 多藝郡田捌町
味蜂間郡田壱拾弐町

讃岐国 山田郡田弐拾町

和銅二年歳次己酉十月廿五日正七位下守民部大録兼行陰陽暦博士山口伊美吉田主

従三位行中納言阿部朝臣宿奈麻呂　正八位上守少史勲十等佐伯造足嶋

従三位行中納言兼行中務卿勲三等小野朝臣毛野　従六位下守大史佐伯直小龍

正四位下守中納言兼行神祇伯中臣朝臣臣萬呂　正八位下守大録船連大魚

正五位下守左中弁阿部朝臣俊

従五位下守左少弁賀毛朝臣俠

従五位上行治部少輔采女朝臣比良夫

正五位下民部大輔佐伯宿禰石湯

○『東寺古文零聚』一に、「朱印三十余捺タルアトミユレトモ、印文ハイサヽカモ見エス、其印ノ寸法カネサシ尺ニテ凡弐寸トミユ」とあり。影写本によるに、縦二八・七センチメートル、横五三センチメートル。宮内庁書陵部所蔵『東寺古文書写』に、天界三、地界一及び

縦界を写す。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

〔2〕、水陸田目録一巻〔枚〕〔鎌宮印〕和銅二年

○中略

延暦十三年五月十一日　○弘福寺三綱の署判及び曾綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

〔東寺文書〕〔札十一〕○東寺所蔵

弘福寺

注進近江国愛智郡平流庄所領田事

○中略

已上拾壱町肆段弐佰玖拾捌歩

同寺所領伊香郡伊香庄田事

○中略、全文は延久二年三月十一日の条に収める。

已上拾町弐段弐佰参拾陸歩

○中略

已上参拾壹町玖段玖拾歩

右、件領田等、○中略依智・伊香両庄、大宝以前、本願佐佐名実〔実智〕天皇御施入也、其本公験等、寺家焼亡之剋、消失畢、仍所司等、注事由、謹言上、

延久二年三月十一日　○検校及び三綱の署判略す。

七一二年（和銅五年）

是年　太政官の定により大倭国高市郡寺廻田畠図を製す。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

、、同郡寺廻田畠白図二枚図、〔合一〕一枚和銅五年宮定、〔合一〕一枚延暦十年郡案写

○中略

延暦十三年五月十一日 ○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七一五年（霊亀元年）

六月十三日 弘福寺等二か寺に斎を設ける。

〔続日本紀〕巻六 霊亀元年六月

癸亥、〔十二日〕設斎於弘福・法隆二寺、詔、遣使奉幣帛于諸社、祈雨于名山大川、於是、未経数日、澍雨滂沱、時人以為、聖徳感通所致焉、因賜百官人祿、各有差、

七三一年（天平三年）

是年 近江国の弘福寺大修多羅供田のことあり。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

大修多羅供田券文一巻十枚

○中略

六枚近江国、〔合一〕二枚建国印自天平三年迄宝字二年、

○中略

延暦十三年五月十一日 ○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

四月三日 水主内親王〔天智天皇皇女〕、弘福寺に大倭国広瀬郡の水陸田并びに庄家瓦山等を施入すると伝える。

〔東寺文書〕札三 ○東寺所蔵

弘福寺　牒上僧綱所務所

注言上大倭国広湍郡庄家田□瓦山等事

合

水田参拾伍町弐段玖拾参歩

○中略、全文は天平二十年二月十一日の条に収める。

牒、依去天平十八年十月十四日僧綱所牒旨、縁起資財等、子細勘録、牒上同十九年二月十一日畢、而被同年八月三日重牒偁、田畠条里、可注言者、今淡海大津宮御宇（天智天皇）

天皇水主内親王、以去天平六年歳次甲戌四月三日、買納賜広湍郡水陸田井庄家瓦山等是也、因彼郡料、勘録言上、如前、今具状、謹牒上、

天平弐拾年歳次戊子二月十一日都維那僧良肇

上座僧林蔵

寺主僧神照

○僧綱の判略す。

○天平二十年二月十一日弘福寺牒は検討を要する。

七三四年（天平六年）

是年　常修多羅衆田を弘福寺に施入する。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾貳巻　又拾壹枚

○中略

「合」

常修多羅衆田籍一巻一枚 路豊綱印　宝亀四年

「合」

、同田施入書一枚 天平六年

○中略

延暦十三年五月十一日 ○弘福寺三綱の諸司及び豊綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七三五年（天平七年）

十二月二十五日　弘福寺、讃岐国山田郡所領の田図を定める。

〔弘福寺領讃岐国山田郡田図〕○香川県志度町　松岡弘善氏所蔵

略○国。

天平七年歳次乙亥十二月廿五日図定縁勝

三綱　都唯那

□[智]□

上座

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

略○中

「合」、讃岐国田白図　副都司牒二枚

略○中

延暦十三年五月十一日○弘福寺三綱の署判及び僧綱位の署判略す。全文は延暦十一年五月十一日の条に収める。

七四三年（天平十五年）

四月二十二日　畿内班田使、天平十四年班田に依り、山背国久世郡弘福寺田籍を作る。尋で、弘福寺三綱に送る。

〔東寺文書〕札二　○東寺所蔵

□[弘]福寺　川原寺　□[天平]□[十]四年　歳次壬午

合田壱拾町弐伯参拾捌歩　（山背国久世郡）

荒廃田肆町壱段参伯参拾壱歩

定田伍町捌段弐伯陸拾□[歩]

路里十七口利田二段七十二歩、上中、北、十九曰佐田一段二百十六歩、上中、

東、廿川原寺田九段二百冊三歩、荒八段三百十五歩、定二百八十八歩、上中、廿一川原寺田四段、荒、廿七井門田九十五歩、上上、西北角、廿九川原寺田一町

荒九段百冊四歩、定二百十六歩、□□、□□川原寺田五段百冊歩、荒二百八十四歩、定四段二百十六歩、上中、卅一川原一町、荒二段、定九段、上中、卅二川原寺田九段二百八十八歩、荒八段百陸四歩、定一段百冊四歩、上中、卅三酔田四段百六十七歩、荒四段百廿三歩、□□□□中、卅四門田一段二百十六歩、荒一段十六歩、定二百歩、上中、西、紋屋里四門田百冊四歩、下上、南、五酔田一段三百十七歩、荒百一歩、定一段二百十六歩、下下、南、六酔田一段廿九歩荒二百十七歩、定七十□□□下、南、家田里廿四御田三百廿四歩、上下、廿五家田八段冊四歩、上中、廿六家田一段七十二歩、上中、東北角、卅三家田二百五十九歩、上上、東北角、卅四川原田五段百卅六歩、上上、卅五川原寺田八段、上中、卅六川原寺田八段百八歩、荒七歩、定□□□一歩、上中、難田里一酔田三段百廿七歩、荒二段百廿七歩、定一段、下下、南、三酔一段冊八歩田、荒陸八歩、定一段、下下、東南角、四御田一段七十三歩、荒百冊五歩、定二百十八歩、下下、東南角、東、刻荒郷戸主□□郷戸主日下部連広足田、同郷戸広麻田、同郷戸主□□郷戸主□□郷戸主□□

正五位下守左衛士督兼行守勲十二等佐伯宿禰「浄萬呂」従六位下行掾紀朝臣「伊富」

正六位上行介勲十二等葛井連「諸□」　従七位下行目釧直「諸人」

〔図書〕「三綱　上座神照師　知事縁善師　都維那恵興師等時受取、」

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

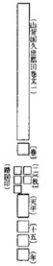

○中略

〔合〕、山背国田畠白図一枚

○中略

延暦十三年五月十一日　○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

○神照、弘福寺寺主たること天平二十年二月十一日弘福寺三綱牒に、恵興、弘福寺都維那たること天平勝宝三年七月二十七日甲賀郡司解に見える。よって、弘福寺三綱が上座神照、知事縁善、都維那恵興であったのは天平二十年より天平勝宝三年に至る時期とその前後である。したがって、本書は、天平勝宝元年班田に際して、山背国より弘福寺に送られたのであろう。

七四七年（天平十九年）

是年　弘福寺、弘福寺縁起并資財帳を撰す。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾貳巻　又拾壱枚

○中略

〔行事補書〕「寺縁起財帳一巻天平十九年」

延暦十三年五月十一日　○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十一年五月十一日の条に収める。

〔東寺文書〕 ○札三 東寺所蔵

弘福寺　牒上僧綱所務所

注言上大倭国広湍郡庄家田□瓦山等事

略○中

牒、依二去天平十八年十月十四日僧綱所牒旨一、縁起資財等、子細勘録、牒二上同十九年二月十一日一畢、而被二同年八月三日重牒一偁、田畠条里、可二注言一者、略○中 因二彼郡料一、勘録言上、如前、今具レ状、謹牒上、

天平弐拾年歳次戊子二月十一日 ○弘福寺三綱の署判略す。

○僧綱の判略す。会文は天平二十年二月十一日の条に収める。

七四八年（天平二十年）

二月十一日　弘福寺　広瀬郡田・庄家・瓦山等のことを勘録して僧綱に言上すると伝える。

〔東寺文書〕 ○札三 東寺所蔵

弘福寺　牒上僧綱所務所

注言上大倭国広湍郡庄家田□瓦山等事

合

水田参拾伍町弐段玖拾参歩

廿条五里六坊三段百卌歩

七坊六段二百卌歩

十八坊五段二百卌歩

十九坊五段百廿歩

廿一条五里一坊五段百六十四歩

二坊六段七十二歩

三坊七段二百十歩

四坊二段二百卌歩

五坊五段

六坊二段百卅歩

七坊五段百廿歩

八坊一町

九坊一町

十坊一町

十一坊一町

十二坊一町

十三坊一町

十四坊一町

十五坊一町

十六坊一町

十七坊一町

十八坊四段二百八十歩

十九坊四段百卅歩

廿坊一町

廿一坊一町

廿二坊一町

廿三坊一町

廿四坊六段六十七歩

廿六坊八段百八十歩

卅一坊一町

卅二坊一町

卅三坊六段百十六歩

六里五坊一町

六坊一町

十七坊一町

十八坊一町

廿二条四里卅五坊一町

卅六坊一町

五里一坊一町

二坊一町

三坊一町

十一坊六段百六十四歩

十二坊一町

墾田参段壱佰玖拾陸歩

○紙
裏目

廿二条五里十一坊内

墾陸田壱町

廿二条五里十三坊

庄家壱処 在同郡大豆村

立物

甲倉壱口 長一丈三尺 広一丈三尺

板倉壱口 長二丈七尺 広一丈八尺

板倉壱口 長一丈三尺 広一丈二尺

板倉壱口 長一丈六尺 広一丈二尺五寸

板倉壱口 長一丈九尺 広一丈四尺

屋弐口

瓦山壱処　在同郡

在瓦竈参口

東従御立路至坂合部岡　南従坂合部岡至佐富田

西従佐富田至船椅路社　北従船椅路至成相木本

牒、依去天平十八年十月十四日僧綱所牒旨、

縁起資財等、子細勘録、牒上同十九年二月

十一日畢、而被同年八月三日重牒偁、田畠条里

可注言者、今淡海大津宮御宇（天皇大業）

天皇水主内親王、以去天平六年歳次甲戌

四月三日、買納賜廣湍郡水陸田并庄家瓦

山等是也、因彼郡料、勘録言上、如前、今具状、謹

牒上、

天平弐拾年歳次戊子二月十一日都維那僧良肇

上座僧林蔵

寺主僧神照

○紙継目

僧綱、依三綱牒、検知件田地等訖、仍為恒式、

遠伝後代、伏乞、護法四天大王衆、如

国主并本施主内親王御誓、有破犯輩、堕

大地嶽滅子孫、若為勤修者、挙福命官

位、令栄後孫、謹紹隆佛法、将護

天朝宝祚矣、

天平廿年六月十七日佐官業了僧願清

大僧都法師行信

佐官兼薬師寺主師位僧勝福

佐官兼興福寺主師位僧永俊

佐官師位僧惠徹

佐官業了僧臨照

○本文書は検討を要する。紙継目毎に、「弘福寺印」を斜めに踏す。また紙面に同印を踏す。

〔東寺百合文書〕 江函三号 ○京都府立総合資料館所蔵

〔案文〕 十二月廿二日 〔□□〕 」

東寺末寺弘福寺広瀬庄 在大和国 本縁事

一、本券并寺牒等云、牒、依去天平十八年十月僧綱所牒旨、縁起資財等、子細勘録、牒上同十九年二月十一日畢、而被同年八月三日重牒偁、田畠条里、可注言者、今淡海大津宮御宇 天皇水主内親王、去天平六年歳次甲戌四月三日、買納賜広瀬郡水陸田井庄家瓦山等是也、因彼郡料、勘録言上、如件、今具状、謹牒上、

天平弐拾年歳次戊子二月十一日都維那僧良肇

上座僧林蔵

寺主僧神照

一、僧綱、依三綱牒、検知件田地等訖、仍為恒式、逮伝後代、伏乞、護法四天大王衆、如国主并本施主内親王御誓、有破犯輩、堕大地獄、滅子孫、若為勤修者、挙福命官位、令栄後孫、謹詔隆仏法、将護天朝宝祈矣、

天平廿年六月十七日佐官業了僧願清

大僧都法師行信

佐官兼薬師寺主師位僧永俊

佐官兼・福興寺主師位僧・勝福

佐官師位僧　惠徹

佐官業了僧　臨照

○中略、全文は承和元年十一月二日の条に収める

〔東寺百合文書〕 ○京都府立総合資料館所蔵

「広瀬庄解状」

「御庄司承知、任二先日政所下文状一、可レ令レ弁二済地利一、若有二所レ洪輩一、随注二連名一、可レ令レ言上之、別当右中弁（花押）」

弘福寺領大和国広瀬庄使解　申請　本寺　政所裁事

請被二殊任一解状旨一、重致二沙汰一、為二平田御庄下司等一被二抑留一寺領田、又負人等不レ随二本寺所勘一

条条子細状

一、抑二留寺領田一事

右、謹検二案内一、件両庄本寺・本家令レ経二沙汰一、被レ成二殿下御下文一之日、所レ被二相副一公験案文弐通、其中、天平十七年中文寺牒坪付所レ被二勘注一田数参拾餘町、延久年中寺牒坪付所レ被二載注一田数肆拾餘町也、但彼本願　勅施入公験所レ被二注置一水陸田畠并庄家瓦山等、定二条里一限二四至一、不レ注二段歩一者也、散田町田坪坪明白之故也、而古典今荒熟随レ時、作否任レ人矣、因レ之、被二両度牒状一、儲載二本公験坪一、具注二当時見作一、乞二請免判一之処、代代宰吏、随二坪坪見作一、不レ論二多少一、奉二免已了一、而今、平田御庄司等、天平寺牒剰免之、延久国判抑留之、自由捨レ少取レ多、其理可レ然哉、本家　殿下任二勅定施入起請之文契一、被レ奉二免之一、不レ可レ有二少煩一者也、

一、負所不レ随二所勘一事

〇中略、全文は天永三年十月九日の条に収める。

以前条事、言上如レ件、望請、本寺　政所、任二解状旨一、重被レ送二寺牒於彼本家　政所一、令レ経二礼定一之後、随二下知一之旨、可レ致二其沙汰一也、仍勒在レ状、以辞、

天永三年十月九日　使僧寂源

僧厳尭

七四九年（天平感宝元年・天平勝宝元年）

是年五月以前　聖武天皇、弘福寺に大修多羅供財物を施入する。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

「合」、、大修多羅供財物施入勅書一巻二枚 踏内印 感宝元年

○中略

延暦十三年五月十一日 ○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十二年五月十一日の条に収める。

閏五月二十日　東大寺及び弘福寺等十二か寺に墾田地等を捨す。

〔続日本紀〕巻十七 天平勝宝元年閏五月

癸丑（二十日）、詔、捨二大安・薬師・元興・興福・東大五寺、各絁五百疋、綿一千屯、布一千端、稲一十万束、墾田地一百町一、法隆寺絁四百疋、綿一千屯、布八百端、稲一十万束、墾田地一百町。弘福・四天王二寺、各絁三百屯、綿一千屯、布六百端、稲一十万束、墾田地一百町。崇福・香山薬師・建興・法花四寺、各絁二百疋、布四百端、綿一千屯、稲一十万束、墾田地一百町、因発二御願一曰、以二花厳経一本、一切大乗小乗、経律論抄疏章等、必為二転読講説一、悉令二盡竟一、遠限二日月一、窮二未来際一、今故以二茲資物一、敬捨二諸寺一、所レ冀、太上天皇沙弥勝満、諸仏擁護、法楽薫賀、万病消除、寿命延長、一切所願、皆使二満足一、令二法久住一、抜二済群生一、天下太平、兆民快楽、法昇有情、共成二仏道一、

七月十三日　諸寺の墾田地の限を定め、弘福寺は五百町を限となす。

〔続日本紀〕巻十七 天平勝宝元年七月

乙巳（十三日）、定二諸寺墾田地限一、大安・薬師・興福・大倭国法華寺・諸国分金光明寺、々別一千町、大倭（東大寺）国国分金光明寺四千町、元興寺二千町、弘福・法隆・四天王・崇福・新薬師・建興・下野薬師寺・筑紫観世音寺、々別五百町、諸国法華寺、々別四百町、自餘定額寺、々別一百町、

〔東大寺要録〕巻十 雑事章之餘 ○筒井英俊校訂本

陸奥国黄金事

続日本紀文

天平勝宝元年二月丁巳、陸奥国始貢黄金、於是、奉幣、以告畿内七道諸社、

○中略　秋七月　○中略

乙巳、定諸寺墾田地限、大安・薬師・興福・大和国法花寺・諸国分金光明寺、々別一千町。大倭国分金光明寺、四千町。元興寺二千町、弘福・法隆・四天王・崇福・新薬師・建興・下野薬師寺・筑紫観世音寺、々別五百町、諸国法花寺、々別四百町、自餘定額寺、々別一百町、

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

〔台〕、摂津幡磨紀伊国田券文一巻 卅二枚 鞍国印 自勝宝元年迄宝亀八年

○中略

延暦十三年五月十一日 ○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

○「摂津播磨紀伊国田券文」は、天平勝宝元年の文書より始まる連券であるので、天平勝宝元年閏五月二十日に施入された墾田地一〇〇町に関わるものと考えられる。

七五〇年（天平勝宝二年）

三月二十九日　民部省、弘福寺への墾田施入を諸国に伝える。

〔東大寺要録〕 巻六 封戸水田章第八 ○筒井英俊校訂本

雑格仏法僧中巻

民部省符山陽道諸国司等

大安寺　薬師寺　興福寺　大和国法花寺

右寺別一千町

大和国々分金光明寺

右寺四千町

元興寺飛鳥寺

右寺二千町

弘福寺川原　法隆寺鵤　四天王寺

崇福寺志賀寺　新薬師寺　建興寺豊浦寺

下野薬師寺　筑紫観世音寺

右寺別五百町

諸国法花寺

右寺別四百町

自餘定額寺

右寺別百町

以前、被二太政官去天平勝宝元年七月十四日符一偁、奉二今月十一日勅一偁、去四月一日記書、寺寺墾田地許レ奉者、宜下依件数一施行上、今以レ状下、符到奉行、

天平勝宝二年三月廿九日

七五一年（天平勝宝三年）

七月二十七日　弘福寺大修多羅衆、近江国甲賀郡蔵部郷の墾田野地〇蔵部荘を買得する。

〔東寺文書〕札二〇東寺所蔵

甲可郡司解　申売買墾田并野地立券事

合墾田弐拾壱町　野地参町東谷南溝西川北佐渡谷竟　在蔵部郷者

右京五条三坊戸主従五位上阿部朝臣嶋麻呂墾田者

以前、得二嶋麻呂申状一偁、以二己墾田并野地一、売二与大倭国高市郡弘福寺大脩多羅衆已訖、所レ得価銭弐佰参拾貫者、仍勒下売買両人所二連署一名上、依レ式立券、如レ件、仍具録二事状一、附二使大初位上鷹養君安麻呂一申上、以解、

売人従五位下阿部朝臣「（百嶋、ヒヤクシ）嶋麻呂」

買弘福寺大脩多羅衆

大鎮兼大上坐法師「蓮勝」

少鎮僧「栄猷」

上坐僧「林蔵」

都維那僧「栄脩」

寺主兼大学頭僧「恵興」

少学頭僧「善勝」

天平勝宝三年七月廿七日主帳无位川直「百嶋」

擬大領外正七位上甲可臣「乙麻呂」

□（少）領无位甲可臣「男」

「（雷鳥）国判依」請

介従五位下熊凝朝臣「五百嶋」　少掾正六位上播美朝臣「奥人」

員外少目正七位上穴太史「老」

醫師少初位上物部□□蓮「□□」

天平勝宝三年八月二日　」

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

大修多羅供田券文一巻十枚

「合」二枚紀伊国路国印、「合」二枚播磨国路国印并勝宝五年

六枚近江国「合」三枚路国印自三天平三年一迄三宝字二年一

○中略

延暦十三年五月十一日

○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。
全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七五三年（天平勝宝五年）

是年　紀伊国及び播磨国の弘福寺大修多羅供田のことあり。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

大修多羅供田券文一券十枚

「合」一枚紀伊国 雄国印 「合」一枚播磨国 郡国郡印 并勝宝五年

○中略

延暦十三年五月十一日 ○弘福寺三綱の署判及び豊綱使の署判略す。全文は、延暦十三年五月十一日の条に収める。

〔東寺文書〕 札十一 ○東寺所蔵

弘福寺

注進近江国愛智郡平流庄所領田事

○中略、全文は延久二年三月十一日の条に収める。

同寺所領伊香郡伊香庄田事

○中略

同寺所領国□□部庄田事 ○延久

○中略

右、件領田等、甲賀郡○中略蔵部庄、天平勝宝三年、寺家大脩多羅衆、脩多羅供料買得墾田野地等所施入也、○中略其本公験等、寺家焼亡之剋、焼失已畢、仍所司等、注事由、謹言上、

延久二年三月十一日 ○検校及び三綱の署判略す。

七五六年（天平勝宝八歳）

是年　光明皇太后、故聖武太上天皇の遺品の御帯等を弘福寺に施入する。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　　又拾壱枚

略○中

○「在」御所等場人勅書一巻二枚 路四 勝宝八年

略○中　　延暦十三年五月十一日　○全文は延暦十三年の書写及び延暦年間の書写か。

○聖武天上天皇は、天平勝宝八歳五月二日に没した。同年六月二十一日、光明皇太后は、故聖武太上天皇の遺品を東大寺等へ施入する。弘福寺の「御所等場人勅書」も、六月二十一日に作成したものであろう。

七五七年（天平宝字元年）

閏八月二十一日　弘福寺等十一ヶ寺に、各々戒本師田十町を置く。

〔続日本紀〕巻二十 天平宝字元年閏八月

丙寅、勅曰、如聞、護二持仏法一、無二尚不叉一、勤二導口羅一、実在二施礼一、是以、官大寺、別永置二戒本師田十町一、自二今已後一、毎レ為二布薩一、恒以二此物一、量二用布施一、庶使二怠慢之徒一、日勤二其志一、精勤之士、弥進二其行一、宜レ告二僧綱一、知レ此奉レ焉、

〔類聚三代格〕巻十五 寺田事

「延暦」「弘仁」の記載

勅、如聞、護二持仏法一、無二尚不叉一、勤二導口羅一、実在二施礼一、是以、官大寺、別永置二戒本師田十町一、自二今以後一、毎レ為二布薩一、恒以二此物一、量二用布施一、庶使二怠慢之徒一、日勤二其志一、精勤之士、弥進二其行一、宜レ告二僧綱一、知レ此奉レ焉、主者施行、

天平宝字元年閏八月廿三日

〔天平宝字元年越中国礪波郡戒本田勅書〕　○京都大学文学部博物館所蔵東大寺文書

「越中国礪波郡戒本田勅書　天平宝字元年」

□（経持ヵ）

□（東大寺ヵ）大安寺

□（元興寺ヵ）弘福寺

□（法）隆寺　四天王寺

□（薬師寺ヵ）寺　新薬師寺

□（興福寺ヵ）寺　興福寺

法華寺

右十一寺、各置二戒本師一布施之、

天平宝字元年閏八月廿日

内相従二位藤原朝臣（仲麻呂）

勅旨（宣ヵ）

□□（宝字カ）壱拾弐町（在二越中国礪波郡一）

右、永施二東大寺通分一、諸司宜

□（施ヵ）ヘ

天平宝字元年十二月十八日

内相従二位藤原朝臣（仲麻呂）

（後注）明暦四年六月十一日、仙石八郎左衛門より来、則書留也、」

○本書は壬生（小槻）忠利書写による写本であり、第一紙には印影の郭線を七顆写す。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壹枚

○中略

「合」□（収ヵ）□□□□（当人持来）

□□□□一枚（背内印）　宝字元年

○中略

延暦十三年五月十一日 ○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七五八年（天平宝字二年）

五月十九日 近江国司、甲賀郡蔵部郷の弘福寺所領について百姓田を勘検する。

〔東寺文書〕 ○宮内庁書陵部所蔵 藤貞幹本東寺文書

近江国司牒 川原寺三綱

廿七条三里廿六上山本田九十歩 卅二上山本田□

卅三下山本田二段二百歩益百歩

卅四上谷口田二段三百五十歩益九十歩

已上甲加郡蔵部郷音太部竟田者

卅五谷尻田一段百八十歩

同郡椋人刀良売田者

牒、寺与二前件竟等一相訴墾田、勘二検天平

十四年班田籍一并令レ校レ図、竟等之名、定二田

数一、具如レ前、今（イ）録二事状一、牒至准レ状、以牒、

天平宝字二年五月十九日

正六位上行大掾佐味朝臣伊与麻呂

○本書は、写である。金刀比羅宮所蔵富田光美旧蔵文書にも冷泉為恭作成の写本がある。『東寺古文零聚』には印ありとする。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻 又拾壱枚

○中略

大修多羅供田券文一巻十枚

「合」二枚紀伊国賛国印、二枚播磨国賛国郡印并勝宝五年

六枚近江国［合］二枚普国印自天平三年迄宝字二年

○中略

延暦十三年五月十一日○弘福寺に関する記事の省略。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七五九年（天平宝字七年）

十月　讃岐国山田郡司、弘福寺に、讃岐国符の旨に依りて、百姓口分田に班給したる弘福寺田を寺田となすことを伝える。

〔東寺百合文書〕ル函一　○京都府立総合資料館所蔵

「讃岐牒一巻」

山田郡司牒　川原□［寺］□

合田中検出田一町四段三［百五十歩］

牒、去天平寶字五年巡察□□□□

出之田、混合如件、□□□□

伯姓、今依二国今月廿二日符旨一、停二止班給一為二寺田一畢、

仍注二事牒、々至准一状、以牒、

天平宝□［字］□［年］□□外少初位下［秦□カ］

主政従八位下佐伯

大領外正八位上綾公人足　□［漢］□□□［従七位］□［大カ］□［初カ］□［位］上秦公大成

少領従八位上凡直　□□下秦公□□麻呂

寺印［弘福寺印也］

正牒者、以二宝亀十年四月十一日一、讃岐造豊足給下、

○紙面に「弘福寺印」十三顆残存す。本文書は、天平宝字七年十月二十二日讃岐国符を承けて十月二十三日より十月二十九日の間に作成されたものと推定される。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文壱拾弐巻　又拾壱枚

○中略

〔合〕、讃岐国田白図一巻〔合〕調郡司礫二枚

○中略

延暦十三年五月十一日○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

十月二十九日　讃岐国山田郡司、弘福寺に、口分田を停止して寺田に戻した弘福寺田の目録を送る。

〔東寺文書〕礼二○東寺所蔵

山田郡

川原寺田内校出田一町四段三百五十歩○田内は、内校を榻消の上に重書。

、八条九里卅一池田一段百六十歩

、十里四池辺田百卌歩

、九池口田四段九十歩

十二里卅下原田五十歩

卅一垣本田一段百七十歩

卅三圃依田卌歩○依は、田の上に重書。

卅四井門田七十歩

十三里十五藪田七十歩

九条四里卅六津田三段卌歩

五里一長田一段百七十歩

七里廿五原田二段七十歩

天平宝字七年十月廿九日○日の下に、十を掻消。

復擬主政大初位上秦公「大成」〔自筆〕

○紙面に「山田郡印」二二顆を踏す。

七六八年（神護景雲元年）

是年　播磨国揖保郡司、弘福寺領播磨国揖保郡畠券を作る。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾貳巻　　又拾壱枚

略○中

「令」
　　播磨国揖保郡畠券一枚 播磨郡印 景雲元年

略○中

延暦十三年五月十一日 ○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七七一年（宝亀二年）

八月二十六日　初めて、弘福寺の寺印を鋳して頒つ。

〔続日本紀〕 巻三十一 宝亀二年八月

己卯(二十六日)、初令下所司鋳二僧綱及大安・薬師・東大・興福・新薬師・元興・法隆・弘福・四天王・崇福・法華・西隆等寺印一、各頒二本寺一。

七七三（宝亀四年）

是年　常修多羅衆田籍を作る。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　　又拾壱枚

略○中

「令」
　　常修多羅衆田籍一巻 二枚 播磨郡印 宝亀四年

略○中

延暦十三年五月十一日 ○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

○この田籍は、宝亀五年班田に際して作られたものであろう。

七七四年（宝亀五年）

是年　山城国司、山城国久世郡の弘福寺所領について、畠の相換を行う。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　　又拾壹枚

○中略

□（山城国久世郡田券文□）□□□□□□□□□□（巻）□□（二）□（枚）（踏国印）□　□（天平）□（十五）□（年）□

「合」
、同国同郡畠相換牒一巻 二枚 踏国印 宝亀五年

○中略

延暦十三年五月十一日 ○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七七五年（宝亀六年）

十一月　太政官、弘福寺領近江国甲賀郡水主荘の領有を認める。

〔東寺文書〕礼十一 ○東寺所蔵

弘福寺

注進近江国愛智郡平流庄所領田事

○中略、全文は延久二年三月十一日の条に収める。

同寺所領伊香郡伊香庄田事

○中略

同寺所領同□□（蒲生）部庄田事

○中略

右、件領田等、甲賀郡水主庄、宝亀六年十一月官省符、水主内親王所レ被ニ施入一也、○中略 其本公験等、寺家焼亡之剋、焼失已畢、仍所司等、注ニ事由一、謹言上、

延久二年三月十一日 ○三綱の署判略す。

○本文書には蔵部荘の記載の前に料紙の欠失があり、水主荘の記載は欠如している。

七七七年（宝亀八年）

三月二十八日　太政官、弘福寺に石樋池処代として十市郡田四町を施入する。

〔四天王寺所蔵文書〕

国牒（大和）　川原寺三綱

合施入田肆町　元故従四位下佐味朝臣宮位田

十市郡路東廿二条三山部里九麻生田一町

八葛野田一町　廿三条二耳梨里卅五画工田一町

三上藤里二柏原田一町

牒、被民部省今月廿日符偁、被太政官

去三月廿八日符偁、川原寺三綱牒云、石

樋池処之代、所請如件者、右大臣宣、奉

勅、依請施入者、省宜承知、准勅施行、

右、国宜承知、依件施行者、今依符旨、施

入如件、今以状牒、

宝亀八年六月廿九日正六位上行少目桜井田部宿禰

外従五位下行介伊勢朝臣「子老」（日本、下同）　正六位上行大掾大原真人「烈公」

正六位上行少録船連「隹万呂」

○本文書、「大和国印」六顆を踏す。

〔東寺文書〕札十二　○東寺所蔵

国符（大和）十市郡司

応施入田肆町　元故従四位下佐味朝臣宮位田

路東廿二条三山部里九麻生田一町　八葛野田一町

廿三条二耳梨里卅五画工田一町

三上藤里二柏原田一町

右、被二民部省今月廿日符偁、被一太政官去三月

廿八日符一偁、川原寺三綱牒云、石樋池処之代、

所レ請、如レ件者、右大臣宣、奉レ勅、依レ請者、省

宜二承知、准 レ勅施行一者、国宜二承知、依レ件施行一

者、郡宜二承知、依レ状施行一、符到奉行、

介伊勢朝臣子老　　大掾大原真人烈公

少目桜井田部宿禰

宝亀八年七月二日

○本文書は案文である。右端に継目裏印影二顆あり。

〔天理図書館所蔵文書〕

民部省牒　川原寺三牒所

応施入田肆町　十市郡路東廿二条三山郡里九麻生田一町　八島野田一町　廿三条二耳梨里卅五里卅五画工田一町　三上藤里二柏原田一町　元故従四位下佐味朝臣宮位田

牒、被二太政官去三月廿八日符一偁、川原寺三綱牒云、石樋

池処之代、所レ請如レ件者、右大臣宣、奉 レ勅、依レ請施入者、

省宜二承知、准 レ勅施行一者、符下二大和国一畢、寺宜二承知、依レ牒

検納一、以牒、

宝亀八年七月廿三日少録正六位上多米宿禰「常人」（自署、下同じ）牒

大輔正四位下勲五等田中朝臣「多太麻呂」

○右端に継目裏印影二顆あり。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

略○中

「合」、石樋池処代田施入牒三枚

「合」一枚大和国司鍵国印　一枚民部省鍵省印

「合」、一枚国符十市郡司白紙　並宝亀八年

略○中

延暦十三年五月十一日　○弘福寺三綱の署判及び僧綱従の官略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七七九年（宝亀十年）

四月十一日　弘福寺、（天平宝字年間）山田郡司牒を讃岐造豊足に給い、同牒の案文を作る。

〔東寺百合文書〕ル函一　○京都府立総合資料館所蔵

〔写真参照〕「讃岐牒一巻」

山田郡司牒　川原□(寺)□

○中略、全文は天平宝字七年十月一九日の条に収める。

天平宝□(字)□(年)□□　□外少初位下□(姓)(名カ)

主政従八位下佐伯

大領外正八位上綾公人足　□□□□□(後に重ね書き大カ)(姓カ)□上秦公大成

少領従八位上凡直　□　□下秦公□□麻呂

寺印(〔寺脱カ〕)也

正牒者、以二宝亀十年四月十一日一、讃岐造豊足給下、

七八〇年（宝亀十一年）

十二月十日　勅して、川原寺等の封戸封物を以て、毎年安居・国忌及び雑斎会料用度に充てることを命じる。

〔新抄格勅符抄〕第十巻抄　○新日本古典文学大系本

一、寺封部

○中略

川原寺五百戸○中略

右、自今以[後脱]、宜割符前件封戸、又於別庫、以充毎年安居・国忌及雑斎料度[合脱]、[用脱]仍三綱寺司、与諸司相対計会出納、不得度作破除輙充他用、

宝亀十一年十二月十日謄勅府[校]

七八七年（延暦六年）

是年　班田司、大和国高市郡田図を作る。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

〔合〕、大和国高市郡田白図一巻延暦六年班田司案

○中略

延暦十三年五月十一日　○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七九一年（延暦十年）

是年　大和国高市郡、弘福寺廻田畠図を作る。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

〔合〕、同郡寺廻田畠白図二枚[大和国高市郡]、〔合〕、〔枚和銅五年官定〕、〔合〕、〔枚延暦十年郡案写〕

○中略

延暦十三年五月十一日　○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七九四年（延暦十三年）

五月十一日　僧綱及び弘福寺三綱、弘福寺文書目録を作る。

〔弘福寺文書目録〕

（合弘福寺）弘福寺領田畠流記」

合（重ね）検収公文拾弐巻　又拾壱枚

（合）、水陸田目録一巻二枚 雑官印和銅二年

（合）同国同郡畠相換牒一巻二枚 雑徴倹印宝亀五年

（合）石槻池處代田施入牒一巻三枚

（合）一枚大和國司 雑国印　一枚民部省 雑省印

、一枚（合）國符十市郡 自紙　並宝亀八年

、摂津幡磨紀伊国田券文一巻 用二枚 雑関印 目勝寶元年 迄 宝亀八年」

（合）［　　］一枚 雑内印　宝字元年

、（合）大修多羅供財物施入勅書一巻二枚 雑内印 感宝元年

○、御帯等施入勅書一巻二枚 雑内印勝宝八年

（重ね）大修多羅供田券文一巻十枚

（合）二枚紀伊國 雑国印 （合）二枚播磨國 雑国印 并勝宝五年

六枚近江国（合）枚 雑国印 自 天平三年 迄 宝字二年」

（合）幡磨国掾保郡畠券一枚 雑郡印景雲元年

（合）常修多羅衆田籍一巻二枚 雑僧綱印宝亀四年

、同田施入書一枚（重ね）天平十六年

、（合）讃岐国田図一巻 雑郡司 二枚

「合」
、、大和国高市郡田白図一巻延暦六年班田司案
「合」
、、同郡寺廻田畠白図二枚、「合」一枚和銅五年官定
「合」
、、同国山辺郡田白図一枚
「合」
、、美濃国田白図二枚
、、山背国田畠白図一枚
「合」
、、河内国田白図一枚
「合」
、、同国野地白図一枚
、別三論供田巻文等一巻五枚
、二枚白紙　、三枚踏国印
「行陳補兼」
「、寺縁起財帳一巻天平十九年」

延暦十三年五月十一日小都維那入位僧「隆信」（右横、アリツ）

上座満位僧「覚崇」
寺主満位僧「徳安」
都維那住位僧「明開」
小寺主入位僧「隆吉」
可信満位僧「善永」
可信満位僧「妙誨」
可信満位僧痾

検収僧綱使

威儀師「常耀」　従儀師「璟仙」
従儀師

○本文書、もと「弘福寺印」四三類踏す。第一断簡、影写本「円満寺文書」。第二断簡、『東寺古文零聚』二。第三断簡、根津美術館所蔵文書（原本）。

参考

敏達天皇代　蘇我馬子、弘福寺を建立すると伝える。

〔諸寺縁起集〕○校刊美術史料上所収管家本

河原寺　号弘福寺、東寺来寺也、大和国高市郡、

件寺者、在二橘寺北一、敏達天皇十三年二月、蘇我大臣（馬子）建立、金銅丈六十一面観音、

〔諸寺建立次第〕○校刊美術史料上

河原寺

敏達天皇代御宇十三年春二月、蘇我大臣建立、

金銅十一面像、丈六、又有二三重塔一、八大明王、又有二薬師仏并十二神将一、此寺　弘法大師ノ舊跡也、

後移二高野山一、従二百済国一持来弥勒仏也、像有二東塔内一、文、

〔諸寺縁起集〕○校刊美術史料上所収護国寺本

河原寺又云二弘福寺一、

金銅、中尊十一面観丈六、化人作、又有二三重塔一、八大明王、又東薬師像并十二神将、此寺者、弘法大師旧跡、後移二高野寺辺一云、。

六五三年（白雉四年）

六月　旻叔す。画工らをして仏菩薩像を造らしめ、川原寺に安置すると伝える。

〔日本書紀〕巻二十五　白雉四年

六月、百済、新羅、遣レ使貢レ調献レ物、修二治処々大道一、天皇（孝徳）、聞二旻法師命終一、而遣レ使弔、并多送レ贈、皇祖母尊（皇極天皇）及皇太子等、皆遣レ使、弔二旻法師喪一、遂為二法師一、命二画工狛堅部子麻呂・鮪魚戸直（連）等一、多造二仏菩薩像一、安二置於川原寺一（或本云、在二山田寺一、）

六六一年（斉明天皇七年）

是年　弘福寺建立と伝える。

〔東大寺要録〕巻六　末寺抄第九　○簡井英俊校訂本

河原寺　在二大和国城上郡一、

行基井之建立。斉明天皇治（六六一年）七年辛酉建立、又云、弘福寺也、天武天皇御願也、天長（淳和天皇）聖主勅、分二東大寺末寺一云々、

天武天皇代　天武天皇、弘福寺を建立すると伝える。

〔伊呂波字類抄〕久

弘福寺　号二川原寺一、天武天皇御願也、在二大和国一、

【追補1　八世紀以前史料】

養老五年（七二一）

この年　弘福寺僧道明、長谷寺を建立すると伝える。（道明が長谷寺を建立したのは文武二年、和銅三年、養老六年の諸説がある）

〔七大寺年表〕養老五年条　〈『続群書類従』二十七下〉

〔長谷寺法華説相図銘〕

神亀四年（七二七）

三月三十日　長谷寺において、弘福寺僧道明・沙弥徳道が造立した十一面観音像の供養を行うと伝える。

〔扶桑略記〕神亀四年三月三十日条　〈新訂増補国史大系〉

〔日本三代実録〕貞観十八年五月二十八日甲辰条　〈新訂増補国史大系〉

〔諸寺縁起集〕護国寺本　長谷寺縁起　〈『校刊美術史料』上〉

〔諸寺縁起集〕菅家本　長谷寺縁起　〈『校刊美術史料』上〉

【追補2　九一一〇世紀史料】

延暦十七年（七九八）

六月十四日　太政官、僧綱及び十大寺三綱等の従僧・童子の数を定め、弘福寺等は沙弥一人、童子二人とする。

〔類聚三代格〕巻三　延暦十七年六月十四日太政官符（狩野本同じ）（弘仁格・治部）　〈新訂増補国史大系〉

〔延喜式〕巻二十一玄蕃寮　〈新訂増補国史大系〉

延暦十八年（七九九）

七月　この月、崑崙人が参河国に漂着し、綿実をもたらす。本人の願により弘福寺に住まわす。

〔日本後紀〕延暦十八年七月是月条　〈新訂増補国史大系〉

弘仁九年（八一七）

この冬　空海、初めて高野山に登り、草庵を作る。これより後、淳和天皇、弘福寺を高野通詣の宿処として空海に給うと伝える。後に、空海、弘福寺を真雅に付属すると伝える。

〔御遺告〕

弘仁十一年（八二九）

十一月十一日　この年、尾張国、班田あり。この日、弘福寺、尾張国に、誤って志賀寺田とされた中嶋郡の弘福寺田について正すことを要求する。

〔弘仁十一年十月十七日川原寺牒〕天理大学附属天理図書館所蔵文書　〈『天理図書館善本叢書』古文書集。平安遺文四六号〉

天長二年（八二五）

十月九日　この日より以前、弘福寺三綱、弘福寺別当に、収公されたり私墾田とされた寺田を天平十四年・天平勝宝七歳・宝亀四年・延暦五年等証図籍により校正すべきことを伝える。この日、弘福寺別当、弘福寺三綱牒により、尾張国に図帳を勘検するように伝える。

〔天長二年十一月十二日尾張国検弘福寺田文〕東寺所蔵東寺文書礼六　〈『東寺文書聚英』。平安遺文五一号〉

〔天永二年八月日弘福寺解〕京都府立総合図書館所蔵東寺百合文書せ函古文書六　〈平安遺文一七五〇〉

十一月十二日　尾張国、去る十月九日の弘福寺別当牒により、中嶋郡・丹羽郡の弘福寺田を、天平十四年・天平勝宝七歳・宝亀四年・延暦五年・延暦十九年・弘仁十二年図により勘検する。

〔天長二年十一月十二日尾張国検弘福寺田文〕東寺所蔵東寺文書礼六　〈『東寺文書聚英』。平安遺文五一号〉

〔天永二年八月日弘福寺解〕京都府立総合図書館所蔵東寺百合文書せ函古文書六　〈平安遺文一七五〇〉

承和四年（八三七）

四月二十五日　天地災異を攘うために、弘福寺等二十か寺に五月上旬より八月上旬まで毎旬三日、諸寺輪転して『大般若経』を読み、夜は薬師宝号を讃させる。

〔続日本後紀〕承和四年四月丁巳（二十五日）条　〈新訂増補国史大系〉　〈類聚国史巻十一同じ〉

貞観元年（八五九）

四月十八日　安祥寺年分度者三人を定め、弘福寺・新薬師寺・法隆寺・崇福寺に准じて維摩会・最勝会・竪義の例に入れる。

〔類聚三代格〕巻二　貞観元年四月十八日太政官符　〈新訂増補国史大系〉

〔日本三代実録〕貞観元年四月十八日癸卯条　〔類聚国史巻百七十九同じ〕　〈新訂増補国史大系〉

貞観十年（八六八）

十月四日　太政官、弘福寺等九か寺の安居講師に最勝会竪義を務めた僧を請用することを命じる。
〔類聚三代格〕巻二　貞観十年十月四日太政官符　〈新訂増補国史大系〉

貞観十七年（八七五）

三月十六日　太政官、権律師真然を弘福寺検校に任じる。
〔貞観十七年三月十六日太政官牒写〕東寺所蔵東寺文書礼四　〈『東寺文書聚英』、平安遺文四五一五号〉

貞観十八年（八七六）

九月七日　太政官、貞操の秩満の替として、寿長を弘福寺別当に任じる。
〔貞観十八年九月七日太政官牒〕東寺所蔵東寺文書礼四　〈『東寺文書聚英』、平安遺文補二五三号〉

元慶二年（八七八）

二月二十五日　太政官、寿長辞退の替として、聖宝を弘福寺別当に任じる。聖宝、任中に、弘福寺に丈六檀像及び十一面観音像を造立する。
〔元慶二年二月二十五日太政官牒〕東寺所蔵東寺文書礼四　〈『東寺文書聚英』、平安遺文二五四号〉
〔聖宝僧正伝〕　〈大日本史料第一編之四　延喜九年七月六日ノ条参看〉

元慶四年（八八〇）

この年　大和国、班田あり。弘福寺田の寺田、収公され百姓戸田となる。
〔延長四年二月十三日民部省符〕東寺所蔵東寺文書礼七　〈『東寺文書聚英』、平安遺文二二四号〉

元慶七年（八八三）

三月四日　太政官、勅により、弘福寺別当聖宝を重任させる。
〔元慶七年三月四日太政官牒〕東寺所蔵東寺文書礼四　〈『東寺文書聚英』、平安遺文二五五号〉

八月三日　聖宝を弘福寺別当に重任させる太政官牒が弘福寺寺家に到る。
〔元慶七年三月四日太政官牒〕東寺所蔵東寺文書礼四　〈『東寺文書聚英』、平安遺文二五五号〉

寛平六年（八九四）

この年　太政官、寿長死闕の替として権律師聖宝を弘福寺検校に任じる。
〔寛平六年太政官牒〕東寺所蔵東寺文書礼四　〈『東寺文書聚英』、平安遺文二五八号〉

昌泰三年（九〇〇）

この年　観賢が弘福寺別当に任じられる。
〔延喜三年十月二十六日太政官牒〕東寺所蔵東寺文書礼四　〈『東寺文書聚英』、平安遺文二五九号〉

延喜三年（九〇三）

十月二十六日　太政官、勅により、観賢を弘福寺別当に重任させる。

〔延喜三年十月二十六日太政官牒〕東寺所蔵東寺文書礼四　〈『東寺文書聚英』、平安遺文二五九号〉

延長元年（九二三）

閏四月二十九日　大和国、弘福寺が元慶四年班田で収公され百姓戸田とされたので返却を要求をした高市郡の寺田が、天平勝宝七歳・宝亀四年図に寺田となっていることを太政官に報告する。

〔延長四年二月十三日民部省符〕東寺所蔵東寺文書幡　〈『東寺文書聚英』、平安遺文二一三号〉

延長三年（九二五）

閏十二月二十六日　太政官、民部省に、元慶四年班田で収公された高市郡の弘福寺寺田の返却を命じる。

〔延長四年二月十三日民部省符〕東寺所蔵東寺文書幡　〈平安遺文二一三号〉

〔延長四年三月十日大和国牒〕東寺所蔵東寺文書礼七　〈『東寺文書聚英』、平安遺文二二四号〉

延長四年（九二六）

二月十三日　民部省、太政官の命令により、元慶四年班田で収公された高市郡の弘福寺寺田の返却を、大和国に命じる。

〔延長四年二月十三日民部省符〕東寺所蔵東寺文書幡　〈平安遺文二一三号〉

二月二十七日　弘福寺、大和国に、元慶三年閏十二月二十七日太政官符により高市郡に国符を下して高市郡の寺田を返却すべきこと命じるように伝える。

〔延長四年三月十日大和国牒〕東寺所蔵東寺文書礼七　〈『東寺文書聚英』、平安遺文二二四号〉

三月十日　大和国、弘福寺に、高市郡に国符を下して寺田を返却すべきこと命じたことを伝える。

〔延長四年三月十日大和国牒〕東寺所蔵東寺文書礼七　〈『東寺文書聚英』、平安遺文二二四号〉

寛弘三年（一〇〇六）

十一月二十日　弘福寺、大和国に寺田の収公停止と租税免除を申請する。これより後、大和守源頼親、寺田の収公停止と租税免除を認める。

〔寛弘三年十一月二十日弘福寺牒〕天理大学附属天理図書館所蔵　〈『天理図書館善本叢書』古文書集、平安遺文四四四号〉

長和二年（一〇一三）

十一月九日　弘福寺、大和国に寺田の収公停止と租税免除を申請する。これより後、大和守藤原保昌、寺田の収公停止と租税免除を認める。

〔長和二年十一月九日弘福寺牒〕東寺所蔵東寺文書礼十　〈『東寺文書聚英』、平安遺文四七三号〉

永承五年（一〇五〇）

閏十月　弘福寺、大和国に寺田の収公停止と租税免除を申請する。これより後、大和守藤原某、寺田

の収公停止と租税免除を認める。
〔永承五年閏十月日弘福寺牒〕東寺所蔵東寺文書礼十四　〈『東寺文書聚英』、平安遺文六八三号〉

天喜元年（一〇五三）
十二月九日　弘福寺上座親助、大和国広瀬荘検田使として検田帳を東寺長者政所に進める。
〔天喜元年十二月九日広瀬荘検田帳写〕東寺所蔵東寺文書影写外　〈『東寺文書聚英』、平安遺文七〇七号〉

天喜二年（一〇五四）
十一月二十三日　弘福寺、大和国に寺田の収公停止と租税免除を申請する。これより後、大和守藤原某、寺田の収公停止と租税免除を認める。
〔天喜二年十一月二十三日弘福寺牒〕京都大学所蔵教王護国寺文書一二・京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書ヱ函一　〈平安遺文四九一七・七二三号〉

康平三年（一〇六〇）
九月　弘福寺、大和国に寺田の収公停止と租税免除を申請する。
〔東寺古文書案〕巻二、巻六　〈小浜市立図書館所蔵伴信友文庫、東京大学史料編纂所所蔵の同本の謄写本〉

康平五年（一〇六二）
十月八日　弘福寺僧某、大和国広瀬荘地子帳を弘福寺寺家に進める。
〔康平五年広瀬荘地子帳〕京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書ヒ函二　〈平安遺文九八二号〉

延久元年（一〇六九）
この頃、東寺長者政所、弘福寺の封戸・荘園を調べる。
〔年月日欠〕紀伊国雑掌解〕京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書メ函三三八　〈『和歌山県史』古代史料一〉
〔弘福寺領荘園并封戸注文〕京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書モ函一五七　〈石上『古代荘園史料の基礎的研究』下〉

延久二年（一〇七〇）
三月十一日　弘福寺検校・三綱、近江国の弘福寺荘田の注進状を東寺長者政所に進める。
〔延久二年三月十一日弘福寺近江国荘田注進状〕東寺所蔵東寺文書礼十一　〈『東寺文書聚英』、平安遺文一〇四四号〉
十月　弘福寺三綱、近江守某に寺領甲賀郡梁部荘・水主荘、愛智郡荘、伊香郡荘の免判と加地子収納を申請する。ついで、近江守、弘福寺の要求を承認する。
〔延久二年十月日弘福寺三綱等解〕京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書モ函三　〈『図録東寺百合文書』続、平安遺文一〇五一号〉

延久四年（一〇七二）

十一月　弘福寺、大和国守源某に、寺田の収公停止と租税免除を申請する。これより後、大和国守源某、寺田の租税免除を認める。

〔延久四年十一月日弘福寺牒〕田中忠三郎氏旧蔵文書　（平安遺文一〇八九号）

十一月　弘福寺、山城国荘田を注して、東寺長者政所に進める。

〔延久四年十一月日弘福寺山城国荘田注進状案〕京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書モ函四　（石上『日本古代荘園史料の基礎的研究』下）

承保二年（一〇七五）

この年頃　紀伊国雑掌、東寺長者に治暦四年より承保二年の弘福寺封戸の収納を報告する。

〔（年月日欠）紀伊国雑掌解〕京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書メ函三八　（『和歌山県史』古代史料一）

承暦元年（一〇七七）

十一月三日　弘福寺寺主、弘福寺領広瀬荘本縁次第を東寺長者政所に進める。

〔承暦元年十一月三日東寺未寺弘福寺領大和国広瀬荘本縁次第案〕京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書ユ函三　（平安遺文補二七六号一抄出。石上『日本古代荘園史料の基礎的研究』下）

天永元年（一一一〇）

この年　弘福寺、山城国守に、寺田について申請する。

〔弘福寺牒〕東寺古文零案巻六

天永二年（一一一一）

八月　弘福寺、尾張国に中嶋・丹羽両郡の寺田の免給を申請する。

〔天永二年八月日弘福寺解〕京都府立総合図書館所蔵東寺百合文書せ函古文書六　（平安遺文一七五〇）

天永三年（一一一二）

十月九日　広瀬荘使、東寺長者政所に、大和国広瀬荘負人等が平田荘下司等の寺田抑留により東寺に随わないので大和国平田荘本家（摂政藤原忠実）政所に糺すよう求めることを報告する。ついで、東寺長者政所、広瀬荘使解を摂政家政所に送る。摂政家政所別当、広瀬荘使解に判を加えて、平田荘に政所下文を与え広瀬荘地子の弁済を命じたことを東寺長者政所に伝える。

〔天永三年十月九日弘福寺領大和国広瀬荘使解〕京都府立総合図書館所蔵東寺百合文書せ函古文書七　（平安遺文、一七七九号）

十一月二日　東寺長者、大和国広瀬荘住人に、摂政家政所下文等にしたがい年貢を出すべきことを命じる。

〔天永三年十一月二日東寺長者権僧正寛助政所下文案〕京都大学所蔵教王護国寺文書一34　（『教王護国寺文書』一。平安遺文、一七八〇号）

十一月二十一日　弘福寺三綱、摂政家政所に、大和国広瀬荘田に大和国平田荘雑役を充てることを停止するように申請する。ついで、摂政家政所別当、弘福寺三綱解に判を加えて、平田荘に指示を下したことを伝える。
〔天永三年十一月二十一日弘福寺三綱重解〕個人蔵　〈一九九五年古典会目録〉

永久三年（一一一五）

八月七日　東寺長者政所、大和国広瀬荘住人に、東寺に随い年貢を納めることを命令する。
〔永久三年八月七日東寺長者権僧正親助政所下文案〕京都大学所蔵教王護国寺文書一37
〈『教王護国寺文書』一。平安遺文、一七八〇〉

十一月　紀伊国雑掌紀成安、東寺長者に、弘福寺寺封所済勘文を進める。〔永久三年十一月日紀伊国雑掌紀成安解〕京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書マ函二　〈平安遺文一八三七号〉

十二月十二日　東寺長者政所別当威儀師某、弘福寺の紀伊国封戸の封物の免済を主計寮・主税寮に報告する。
〔永久三年十二月十二日東寺長者政所別当威儀師某状案〕京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書京
〈平安遺文一八四〇号〉

永久四年（一一一六）

十月十一日　弘福寺住僧彦印、東寺長者政所に寺領田畠の領知と寺役勤仕の請文を進める。
〔永久四年十月十一日弘福寺僧彦印解〕京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書せ古文書九　〈平安遺文一八六二号〉

報告書抄録

ふりがな	さぬきのくにぐふくじりょうのちょうさ
書名	讃岐国弘福寺領の調査
副書名	第2次弘福寺領讃岐国山田郡田図調査報告書
巻次	II
シリーズ名	高松市埋蔵文化財調査報告
シリーズ番号	第37集
編集者名	山本英之
編集機関	高松市教育委員会
所在地	〒760-8571　香川県高松市番町一丁目8番15号　TEL 087(839)2636
発行年月日	平成11年3月

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
ぐふくじりょう 弘福寺領 やまだぐん 山田郡田図 ひていち 比定地他	たかまつし 高松市 はやしちょう 林町 42－5他	37201		34° 16′ 33″	134° 4′ 24″	H7.1.19 ～ H7.3.31 H7.12.4 ～ H8.3.31 H8.11.1 ～ H9.3.31 H9.12.8 ～ H10.3.31	350㎡ 270㎡ 1,438㎡ 1,000㎡	学術調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
弘福寺領 山田郡田図 比定地他	条里遺跡 官道遺跡	弥生時代 古代 中世 近世 現代	竪穴住居・土壙墓 弥生畦畔遺構 古代道路遺構 中世溝状遺構 石組み井戸 用水路跡 近世畦畔遺構 近世社寺参道	弥生土器 須恵器 陶磁器	

讃岐国弘福寺領の調査Ⅱ

～第2次弘福寺領讃岐国
山田郡田図調査報告書～

平成11年3月発行

監　　修　弘福寺領讃岐国
山田郡田図調査委員会
編集・発行　高松市教育委員会
印　　刷　総合印刷ワークステーション